

平成20年第4回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成20年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年12月10日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年12月10日	16時41分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	4番	鳥飼勝美		5番	片山一儀	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原 昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		税務住民課長	安永靖文	
	副町長	古賀徳實		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1	第52号議案	基山町税条例等の一部改正について
日程第 2	第53号議案	基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について
日程第 3	第54号議案	基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第 4	第55号議案	基山小学校改築工事請負契約の変更について
日程第 5	第56号議案	基山町民会館の指定管理者の指定について
日程第 6	第57号議案	基山町体育施設の指定管理者の指定について
日程第 7	第58号議案	鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更及び同組合が共同 処理する事務の変更に伴う財産処分について
日程第 8	第59号議案	平成20年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	第60号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第10	第61号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
日程第11	第62号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第12	第63号議案	平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第13	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第14	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

～午前9時30分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第1 第52号議案

議長（酒井恵明君）

日程第1 第52号議案 基山町税条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

なかごたるけん一言だけ。

議長（酒井恵明君）

以前も申し上げましたが、議長という声をかけてください。だんだん目が見えないようになっております。

4番（鳥飼勝美君）続

はい、わかりました。今回の改正は寄附金の控除対象を拡大するという御説明ですけど、ちょっと、非常に拡大された寄附金控除の対象が広がってるようでございます。この第1条のウの、特に町民の福祉の増進に寄与するものとして町長が認めた寄附金または金銭という、非常に漠然とした書き方で、こう書かなければできない要素もあると思いますけど、この具体的といいますか、なかなか特定はできません、具体的にはどういう町民の福祉、して町長が認めたという、この辺の基準といいますか、その辺の、ここ具体的に出てこないとわからない面もあると思いますけど、どういう基準でこういうふうに町民の福祉増進、適当な言い方すると、土地を寄附したからその分の土地の対価額を控除として認めるとかいろんな面があると思いますけど、非常に漠然としておりますので、説明できる範囲で結構ですけど、こういうことを想定されてあるかお伺いします。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

一応、今回お願いいたしております寄附金の適用と申しますのは、所得税法第78条に記載

されております、主に財務大臣が指定したものというようになっております。住民税でございますので、住民税と申しますと町民税、県民税合わせて徴収するというふうになっております。で、今回お願いしております案件につきましては、県の条例と批准いたしております。一番下のウと申しますと、県が指定する可能性がありまして、それを想定しておりますけれども、その内容といたしましては、佐賀県出身の首都圏学生に対する寄宿舍を東京、小金井市に持ってあります財団法人佐賀育英会、松濤学舎と申します、これを想定いたしております。ただし、そこから一応申請があって告示をして初めて指定する、認めるというふうになっておりますけれども、ただそこはあるだろうということで佐賀県が想定をいたしております。実際、松濤学舎には鳥栖高校からも2名寄宿されております。もし、基山町からもそういう方がいらっしゃれば、当然基山町の住民税からも寄附金控除にいたしたいということでお願いをいたしております。今のところは松濤学舎と、それから唐津市出身で横浜にあります久敬社というふうな、それも同じような寄宿がございます。それを一応佐賀県は想定しているようでございます。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第52号議案の質疑を終わります。

日程第2 第53号議案

議長（酒井恵明君）

日程第2 第53号議案 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。林議員。

8番（林 博文君）

済いません。おはようございます。

済いません。基山町企業立地促進事業に関する一部改正ですが、今までは佐賀県のほうでも全国初で企業立地促進特区、特に県税関係の5免5減ですね、これを創設されて、基山町も、皆さん方も御承知のように、平成15年6月25日に基山町企業に関する条例ということで、3年間ということがもうここでうたってあったわけですが、10年間を今回3年に奨励金を交

付されるということで、要は固定資産の土地なり、また減価償却、特に基山町は本当は製造業が欲しいわけですけども、流通業ということですが、これは平成15年に3年ということをもううたってありますが、10年が3年になったものと、3年前ほどに2の項の5年5乗というふうな形で、5年間は10分の10ですね、それと2分の1、これは前うたってあったのが2の項ではもう廃止になったということですか。ちょっとその点、説明をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この部分につきましては平成18年12月に改定を行いまして、3年を、先ほど言われました5年の100%、それからあと5年につきましては2分の1を奨励するという形で10年間の奨励制度を設けておりますけれども、この効果もあつたかどうかで、企業がほとんどもう完売をするような状況で進出をしていただいたと。で、この効果もかなりあると思いますけども、逆に言いますと、財源確保のためには逆に交付税がカットされる状況になります。自主財源比率が上がりますので、例えばことし投資が2億円以上の10人以上の雇用があつた場合は、来年度固定資産税を納めてもらいますけれども次年度には奨励金を交付しなければならないと。ところが、来年の自主財源比率が上がりますので、交付税は逆に下がるというのは当然出てくると思います。こういうのを、今進出されてる企業には改正前に進出されておりますので適用されますけれども、今後こういうのがポディーブロー的に町の財源に響いてくるんじゃないかということで、近隣鳥栖市が3年としておりますし、18年以前にまた戻させていただいて企業誘致は図っていきたいというふうに思ってます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

基山町から見れば、これは年数が短くなったということで大変固定資産税関係も入ってくるわけですが、それでは、グリーンパークにしても完売をしたということで大変いいことですけども、今までの契約については、5年間の分については、これは奨励金というような形になっておりますが、要は固定資産の免税じゃないかと思います。固定資産をもらわないというのが基本じゃないかと思いますが、それでは県が打ち出しております不動産取得税とか、

そういうふうなものについてはどういうふうになっておるわけですか。これは5年間の分に、奨励としての企業立地の関係はやっぱ適用されるわけですか。それと、今まで基山町が契約をした分については、まだ5年間はもらわないというふうな形になるわけですか、契約の時点で、固定資産税。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

今回お願いいたしておりますのは、施行日以降でございます。その以前につきましては従来の条例で処置をするということでございますので、今進出決定済みの製造業に関する分については、議員御指摘のとおり5年間の適用があるということでございます。ただ、不動産取得税につきましては改正はありませんので、県のほうでもあっておりませんので、どのようになっているのか、ちょっと私も資料持ちませんのでわかりませんが、従前のとおりというふうを考えております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第53号議案の質疑を終わります。

日程第3 第54号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3 第54号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

内容の中身ではございませんけど、提案理由説明で、町営住宅の入居者の安全及び平穏な生活の確保を図るためというように崇高な書き方されてますけど、これ内容的には暴力団員を排除するための条例改正と思っておりますけど、提案理由の中に暴力団排除という言葉が入ってないのはなぜですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

補足説明の中でも申し上げましたけれども、提案理由はこういう表現になってますけれども、今回の条例改正の趣旨は町営住宅における暴力団排除のための条例改正でございます。提案理由に載せるべきだったかもしれませんが、佐賀県内で一応こういう提案の仕方をしようということになっておりましたので、こういう提案理由を記載させていただいております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

説明ありましたけど、提案理由というのは、はっきり言って議会なり町民に対しての条例改正の提案理由でございますので、明確な暴力団の排除というのが目的の条例改正でございますから、提案理由についてもそのことを明記すべきことと私は考えてます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

今回のこの暴力追放の問題での改正でございますが、第2項ですね、12条の2項、町長は入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときはということで、前項の承認をしてはいけないと、入居の。これは、どうやって暴力団員であるかどうかという判明、見分けというのは、もちろん本人は、もう自分は暴力団員ですよと、そういうことを言うはずはないわけですね。どうやって入居のときにその辺の見分けをするのか、そういうのはどういうふうを考えておられるのか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

確かにおっしゃるとおりでございますが、最近、本当にこれが暴力団員だと見える人は余りいないわけですね。悪質なクレマーのような方もいらっしゃるわけでございますが、なかなかこの方が暴力団の構成員かどうかちゅうのはわからないわけでございますけれども、

この条例改正が承認をいただきましたら今後は鳥栖警察署との協議を進めていくわけですが、事前に警察のほうからあっておりますのは、指定暴力団の構成員、指定構成員については把握しているということでございますから、各市町村がその照会をしてくれば、それで暴力団員でないかということはお答えをしますというふうになってますので、今後新たな入居をされる場合は、当然警察のほうに照会をいたしますよという一文をいただくようになっています。そして、警察のほうに照会をすると。ほいで、既に入っている方でも、ではないかなと思われる方については警察のほうにも照会をするということになります。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

例えば、ほかのところの市町の例によりますと、本人が暴力団員で世帯主であって、例えば偽名を使って入居申し込みをします。そういう過去の例もあるようでございますが、その辺をやはりきちっと、どうやって精査するのかという点ですけどね。それともう一つは、現在の町営住宅の中にはそういう関係の方はおられるんでしょうか、おられないんでしょうか。その2点について。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

原議員が申されたのはよその事例だと思いますけれども、本町の場合は入居申し込みをされるときは住民票を添付していただいています。偽名は使えないだろうというふうに思っております。それと、今現在入居者の中に暴力団員がいるかないかちゅうことは、これは正確には把握をいたしておりません。ただ、多分いらっしやらないだろうというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員、いいですね。松石議員、挙手、いいですか。

ほかにございませんか。池田議員。

13番（池田 実君）

この条例は基山町の町営住宅から暴力団員を排除するというところでございますけれども、一般の住宅に対して、例えば暴力追放決議みたいなことでされるようなお考えがあるんでし

ようか。きょうの新聞見ますと、みやき町はそういう暴力団追放の何か条例を制定するというような動きがあるようでございますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

その件につきましては、みやき町等を調査しまして今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

所管の関係、同じあれになるんですけども、ちょっとここで基本的なところを伺いたいと思いますけども、町営住宅入居には条件がありまして、町内に3カ月以上居住をすとか、町内の企業で働くとか、そういうふうな条件があって、それをクリアして初めて入居というのが可能になるわけですけども、それ以前に、今、今度のみやき町にしてもそうですけども、空き家とかそういうところにまず住居を移すと、住民票を移すというのが条件でない限りは町営には入ってこれないと思うんですね。だから、その時点でいかにじゃあこの人を調べるのかという問題も片方発生しますけども、プライバシーの問題からいろんな問題があるだろうと思うんですね。だから、この辺でどのように、片方はプライバシーも守っていかねばならないし、片方、言われるように、暴力追放のためには一定指定暴力団構成員を含めて把握していかねばならないという問題があります。基山は今たくさん、空き家も発生して、今度の、逆に言えばみやき町と同じ問題がこの基山町でも発生する可能性があるという部分も一緒にこれは論議していかないと、これだけというふうにはまた片方いかない面もあるだろうと思います。そこで、さっき言われた、本当、条例の中で暴力団追放というのもうたっていないといけないという問題があるだろうというふうに思いますけども、この辺どのように一緒に今から先考えていかれるのか質問いたします。

議長（酒井恵明君）

町長がよろしいですか。町長。

町長（小森純一君）

確かに、これはこれから先の大きな問題になろうかと思えます。したがって、こうい

う町営住宅というようなことで今度提案をいたしておりますけども、やはりそれに限らず、町内全般に目を向けて暴力追放ということは考えていかなきゃいかんと思いますので、先ほど総務課長も申しましたように、もう暴力団追放というような考え方で、ほかの例も調査しましてまた本町も考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

ほか。品川議員。

6番（品川義則君）

所管ばかりで済みませんが、先ほど、今住んでらっしゃる方の照会をするということもあり得ると思うんですね。ただ、今回の場合は新しく入られた方にはそういった契約の中で一文を入れるということですが、今までの方にはそういう一文が入ってない契約をされてると思うんですね。その場合、今度新しく1年ごと契約をされますけども、そのとき新しくその一文が入った照会もしますよというような契約をされるのか、されないのか、その辺の確認をしたいんですけど。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今回、提案をいたしております条例改正が通りましたら、今既に入居されてる方々に、こういうふうに条例が改正になりましたということを周知をしていくことになると思います。その中で、今入居されてる方々につきましても、やはり暴力団員と思われる、と思われるという言い方はおかしいわけですが、全員をするわけじゃないんですけども、警察のほうに照会をすることはありますということを周知していくことになると思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第54号議案の質疑を終わります。

日程第4 第55号議案

議長（酒井恵明君）

日程第4．第55号議案 基山小学校改築工事請負契約の変更についてを議題とし、本案に

対する質疑を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）

内容については、これ9月議会の中でも論議されまして、約11,730千円ですか、追加ということで今回この契約変更を出されてるわけですけども、11,730千円といえば金額的に多額の金額ですけども、契約金額そのものが1,690,000千円からあるんですね。約1%弱の今度の追加に伴う変更と。こういうふうに請負の契約を変更する場合に、例えば形状物そのものが変わったとか、大きく設計が変わったとかという部分に伴う追加工事なりが発生した場合の契約というのはいり得るだろうと。しかし、今回の場合は、構造物とかそういう契約が大きく変わったじゃなくて、地下の埋設物がわからなかったという部分での追加工事ですね。それに伴う1%の追加工事を今回こうして契約すると。これは、契約の基本的なところを聞いている関係であれなんですけども、全体、こうした契約変更する場合の内規じゃないんですけども、こういう場合は契約変更が認められますよ、こういう場合は認められませんよというのがもしあれば、紹介していただきたいと思っておりますけども。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

そういう規約というのはございません。ただ、ここにも出てきますように、こういった突発的なものとか、ほかの工事においても地元の要請とかありまして、設計上とか地元の意向等でそうしたほうが良いということであれば、設計変更なりをして契約変更をしてるところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

私も建設業やってる関係で、こういう入札関係、取り扱いをしてきたわけですけども、入札の契約金額の設定中で、業者のほう、諸経費というのも必ずするんですね。一時期よりも下がっても、今でも十四、五%の諸経費は必ずつけるわけですね。今回のこの契約の金額、金額的には大きいんですけども、先ほど言いましたように1%ですよ。そうすると、普通は企業努力でカバーするんですよ、これぐらいはですね。普通、契約金額の1%ぐらいの増

工事については、私たちもそうでしたけども、企業努力でカバーしてくださいと言われてから、めったなことでは契約の変更というのは実際はされないんですね。だから、私今聞いたんですけども、どういう場合には契約変更です、どういう場合は、これはもう企業努力でしてくださいというふうになるのかという部分でしていかないと、いろんな部分で今企業、いろんな工事が発生してますよね。下水管の工事もしてますね。特に、下水管なんかは地下埋設物、何が埋設されておるか分からない状況でしてますね。だから、全体金額の、契約金額のどれぐらいについては企業努力でしてください、これはもう仕方ないですね、じゃあ追加契約をしますよという部分の判断材料がなかったら、片方は契約変更で増額しました、こちらは企業努力してもらいましたじゃ、ちょっと説明がつかない部分もあるだろうと思いますけども、これについてはどのように判断されますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件に関しましては請負契約の変更ということにしておりますけど、極力こちらのほうとしても、その工事等につきましては企業努力をお願いをしてるところでございます。ただ、施設の増設とかこういった突発的に出てきた分につきましては、当然その課で処置はさせていただきますけれども、やむを得ないということでこういった変更契約のお願いをしてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっと同じような質問になるかもしれませんが、要は変更請負契約まで結ぶ、結ばない、変更の基準といえますか、前回提出いただいた19年度の工事請負契約の入札と実績の一覧とかも決算資料でいただきましたけども、小さい工事も含めると2割も3割も変更になつとるケースがたくさんある。これは、例えば10,000千円という金額だから変更請負契約まで結ぶということなのか、その辺の基準といえますか、どのレベルになったらこういう形で議決までして、議決の根拠は財産取得及び処分に関する条例と自治法の96条の規定ということで、50,000千円以上の工事云々、7,000千円以上の不動産云々という、そこで根拠になつとると思うんですけども、実際に変更するのは10,000千円ですよ。10,000千円を変更するのに、

こういう議決までしてこういうことが要るのかどうかですね。その辺の法的な根拠の問題と、実際にいろんな工事がたくさんある中で契約変更の基準といいますか、その辺の形のものがありませんでしたらよろしくお願ひします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件に関しましては、先ほど後藤議員がおっしゃいましたように、50,000千円以上になるから議事に提案する必要があります。というのは、当初の、ここにも書いてありますように、変更前が1,698,900千円でございます。して、11,732,700円の契約変更にして、下に書いてある1,710,632,700円の変更額になります。ということは、50,000千円以上の契約をした場合、当然議会の議決が必要ですし、その変更する場合も50,000千円以上ということで議会の議決が必要になっております。それは、地方自治法上の関係でそういうふうになっておりますので、そういうことでございます。

議長（酒井恵明君）

その基準、総務課長。

総務課長（大石 実君）続

提案の分ですかね。（「違う違う、ほかんと」と呼ぶ者あり）ほかの……（「契約変更の基準みたいなのがありません」と呼ぶ者あり）基準みたいなのは特につくってありません。先ほども言いましたように、何らかの、当初設計した分につきまして、この際増設したほうがいいとか、そういったもので変更契約が出てくるものと思っております、一般的にはですね。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにはございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

余り言いまいと思ったけれども、今度これだけの予算を使ってやったということは、その前にボーリングをしてるわけでしょうが。何カ所でもボーリングをしたわけでしょう。ボーリングをした結果、当たらなかったと。で、地下に除去しなくてはいけない埋設物が出てきたので新たに工事費を組んだわけでしょう。ボーリングをするときに、学校の施設の中に過去ど

ここに何があったということはそのときに図面で知らせてないんですかね。元プールがあったってことでしょ、ここに。プールがあってコンクリが出てきたので、急遽これを取り除かなくては行けないと。その前に業者にボーリングを委託してるわけでしょ。何カ所ボーリングをしたわけですか。そのときに、今の運動場、今度校舎を建てる建設現場のところの過去の図面等も当然提供してやってるわけでしょう。その辺答えてください。

議長（酒井恵明君）

どちらがいきますか。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

当時のボーリング調査しております。しかしながら、状況が変わっており、私たちもあったことは記憶しておりましたが、どこ辺たいちゅうこつがわからなかったともあって、そのボーリングしたところには当たらなかったというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

何カ所ボーリングしたのか問われてます。

教育学習課長（古賀芳博君）続

ちょっと資料持ち合わせませんので、何カ所したのかちょっとわかっておりません。

議長（酒井恵明君）

それともう一点、図面の提示は、工事前に図面の提示はしたんかということです、その以前の。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）続

図面の提供したかちゅうことですが、ちょっとそれは調べたいと思います。

議長（酒井恵明君）

暫時休憩します。で、確認してください。

～午前10時 休憩～

～午前10時13分 再開～

議長（酒井恵明君）

答弁調整のため暫時休憩いたしておりましたが、会議を再開し、答弁を求めます。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

本当、答弁に貴重な時間を費やしまして申しわけございません。先ほどのボーリングの箇

所数でございますが、9カ所実施しております。

以上です。（「そんなことを聞いてんじゃなかろうが」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そんなことを聞いてるんじゃなかろうが。適切な確認をしたかって聞いてるんだよ。そうでしょ。もう既に工事が終わってることだから言いたくないけれども、ボーリングをするときに、基山小学校を出た、私は出てないけれども、出た人だったら、あの辺にプールがあったってことは知ってるんですよ。で、たまたまボーリングをしたけど、今あなたの答弁じゃ9カ所したと。当たらなかったと。じゃあ、なぜ当たらなかったかちゆうことになるじゃないですか。前もってそれだけの確認をしてなくて、基礎の打ちそうなどこだけボーリングしたわけでしょう、ぼんぼんと。だから当たらなかったんでしょ。だから、もっと綿密な調査をしてそういうことはやるべきことやないんですかと言ってるんだよ。そうすれば、答弁としては9カ所やりましたというのじゃ答弁ならんじゃろうもん。それが正しかったの、じゃあ。

そんなことを言うなら、もっと聞くよ。1カ所これを撤去しただけで何で10,000千円もかかるのよ。10,000千円だよ。撤去する以外に、じゃあ使ってるかもしれんじゃい、そりゃ、ここには出てきてないんだから。答弁するとすりゃ、もう終わってるんだから、事前調査の段階で十分なる業者との打ち合わせができてなくて、結果としてこうなったということ以外説明のしようがないんじゃない。正直、9月議会の中で目つぶして通してるわけでしょ、この議案は。予算がないのに、もう予算執行してるんだから。議会側としてはもう最大限譲歩して通してるんですよ、これは。もう一回答弁してください。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今回の請負契約の変更ですが、主たる設計の変更は、まず最初に建物を建てる時の建築確認時における変更で鉄筋の数量をふやさなければならなかったということ、それと今おっしゃってありますような地中の障害物が出てきたということでございまして、額的にいきますと10,000千円の半分ずつぐらいが変更上の額でございます。で、ボーリング調査の主たる

目的は地質の調査でございまして、地質によって建物の基礎等をどうするかという設計のための資料にするものでございまして、地中にどういうものがあるかちゅうのが当たる場合もありますけど、それを探すというものではございません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「またおかしゅうなりよる」と呼ぶ者あり）平田議員。

12番（平田通男君）

本当にそうなんですか、じゃあ。現実には、あの時期に物価の上昇とかで鉄筋が上がったんだろうもん、値段がぐっと。そこまで言わせるんですか、じゃあ、そんな答弁で逃げるんじゃない。そこまで言いたくないから黙認してきてるんじゃない。物価が急に上昇したら、それに上乘せして契約はできるんですか、じゃあ。それは請け負ったほうが、その時点で請け負ってるんだから。今の答弁だと半々くらい使ったと言うんだから、5,000千円くらいはボーリングをもう一回やり直したと、撤去したと。そのためにその金は使われたと。あとの5,000千円は、鉄筋の数をふやしたから使ったという説明ですね。じゃあ、どのくらいふやしたんよ、鉄筋を。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

先ほど申し上げましたけど、確認申請時の変更で耐震補強ということで、配筋が不足するということで、増強するために鉄筋が余分に要ったということで設計変更が生じております。確かに鉄の値段もその当時上がってございましたけど、それということじゃなくて、まず配筋量がふえたということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

非常に大変な問題を今出されたんですが、お気づきですか。この前、教育長に、これは契約事項に含まれてるか含まれてないかという質問をしたはずです。もし、設計変更である、要するに強度計算が悪かったんだと言ったら設計者の責任じゃないですか。向こうが出さなきゃいけない問題でしょ。そこあたりがよくおわかりになってないんじゃないですか。業者

と話をし、上がったから上げてくれよと。こういう話で理由をつけられてるかわからないけど、もし設計がおかしかったら設計者の失敗じゃないですか。そこを追求しなきゃいけない。そういうところがおわかりになって答えてあるとしたら、これ大変な問題ですよ。理由になってないです。逆に言うと、悪い理由になってる。最初にも申し上げた。これは請け負った側の責任ですか、こちらの責任ですか、問うたはずですよ。今のは、明らかに設計をちゃんと委託してるんですから、大変なお金を出して。設計屋の計算ミスじゃないですか。設計、みずから責任追わなきゃいけない事項を町がなぜお金を出すかって、こういう問題になってくるんですよ。平田議員は出さないとおっしゃったけど、今これ、いろんなあなあなところがあるかもしれないけども、きのう議長から言葉は気をつけろとおっしゃったけど、よく考えて発言されないと、これは大変な問題になる話だと思いますがね。いかがですか。

議長（酒井恵明君）

答弁できる。どんなする。休憩する。本来は、第55号議案は契約変更ね、契約の変更についての議案であるんですよ。でも、やはり変なふうになっていきよるから、その辺はちょっとたださないかんち議長としても思いますから、それはしっかり、一応9月議会では通してはあります。今の片山議員の質問に対しての答弁を求めるが、その前に暫時休憩します。

～午前10時23分 休憩～

～午前10時49分 再開～

議長（酒井恵明君）

大変長らくお待たせいたしました。それこそ複雑な難しい問題等もあったようで、答弁調整で暫時休憩いたしておりましたが、会議を再開し、答弁を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

大変申しわけございませんでした。私の答弁が不十分で、皆様方に貴重な時間をとってしまいまして申しわけございませんでした。

今回のこの議案につきましては、9月の議会におきましても、また今回でも十分な設計変更の説明をいたしておりませんで、皆様方に誤解を与えてしまいまして大変申しわけございませんでした。先ほど、設計変更の理由を申し上げました。一つは地中の障害物が出てきたということと、もう一つは確認申請による変更が生じたということで申し上げましたけれども、確認申請による変更についてが十分な説明をいたしておりませんでした。基山小学校改築実施設計は、平成18年度に発注をいたしまして19年3月で設計書ができ上がっております。

その後、国の耐震基準の改正がありまして、それで設計された基礎基準では確認申請が通らないということで、やむなく耐震基準の改正によりまして設計変更をせざるを得なくなったわけでございます。そういうことで請負金額が増になったわけでございます。大変申しわけございませんでした。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

答えていただいたと思うんですが、先ほど16年度に法改正があったというふうに説明されたというふうに聞いてるんですけども……

議長（酒井恵明君）

19年。

5番（片山一儀君）続

19年ですか。19年度。先ほど、16年度にあつて、18年度に設計を依頼をして19年という話があったんですが、そこで確認を申請出されたときに、確認するチェックの問題とかいろんな問題あると思う。だから、行政がやらなきゃいけない、行政が確認を怠ったということであれば、それで行政が、我々が税金で賄わなきゃいけないけども、そこらあたりをしっかりと説明していただかないと、9月の議会では残土運搬にこれだけでしたよという説明がありました。私はそのときは何も、残土運搬そんなにかかるのと、こういう質問はしなかったです。これは、もう行政が見積もってそこにいるんな話があつて、ところが今半額だつて話があつたけど、やはりそこらあたりの答弁の仕方をきちっとやっぱ明らかにしていただかないと、これからこういう紛糾するもとなつてくると思うんです。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

16年か19年かは、もう明確に答弁させなくてもいいですか。求めますか。

5番（片山一儀君）続

もしあれだったら教えてください。16年とおっしゃったと思ったんですけどね。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

平成19年6月に耐震基準の改正が行われております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第55号議案の質疑を終わります。

日程第5 第56号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5．第56号議案 基山町民会館の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

ここに提案理由が書かれてない。ところが、この前提案の説明がありました。自治法の244条に基づいて出すという話がありました。これは提案の根拠であって、提案の理由にならないですね。先ほども3年に変わった、なぜ変わったかという理由にならない。後、小野課長が明確に答弁されたんですが、あれが提案理由でなきゃいけないんですね。

それ、提案理由を説明していただきたいのと、回数が制限ありますのであわせてお伺いしたいんですが、町内のNPOがかかわってるにもかかわらず、町長は住民との協働でいろんなことをやっていきたいとおっしゃってるんですが、そういうことの考慮、配慮、これはされなかったのか。しかも、福岡の会社ですよ、これ。どこで職員を採用するかわかりませんが、基山町から採用できる場合もあるし、外から採用する場合もあるでしょう。ところが、基山のNPOであれば住民からサービスする機会がたくさんあると思います。住民の雇用機会もふえると思います。そして、いろんな使用に当たっては住んでる人の、職員がいるわけですから、いろんな情報が入ってこれるんですね。住民の満足度を高めることもできるわけですよ。それから、NPO法人というのは、私毎年県に事業報告をするんですが、事業報告を全部、財産目録から収支決算からバランスシートから全部出すんですよ。それだけ、非常に透明性の高い運営をやっているのがNPO法人なんですね。非営利活動団体です。ところが、一般の会社は営利活動、しかも事業所が福岡にあれば、小さな話かもわかりませんが法人所得税とか、それは福岡へ納められる。基山町のNPO法人がやっていると、これは所得税納めないかん。これは、指定管理はNPO法人事業じゃないんです。その他の事業というふうに区分されます。そうすると、これは法人の住民税も払わなきゃいけない。かいう基山は

法人税免除されてますけども、この事業をやることによって、これは住民税も払わなきゃいけない、それから所得税も払わなきゃいけないと、こういうことになってくるんですね。いろんなところを考慮されたのかどうか、2つ目ですね。

確かに、基準をもらってますよ。点数決められてます。その項目には、基山町のそういうNPO法人としたという比較の根拠は何もないですね。これは、自治法の中に示されてるこういう項目を審査しなさいという項目をそのまま受け継いでる。私の手元に審査資料が、神奈川県審査資料、それから佐賀県の審査資料、神奈川県相模原市、それから佐賀県の宇宙科学博物館、資料があります。それぞれに特色のあるやっぱり審査をしないとけない。しかも、一般入札だったら各段階が、A、B、Cとかランクづけをして、これだけの規模はAからやりましょう、これからはBでやりましょうと決まっていますね。AかBか知りません、甲乙丙かもわからない。ところが、今回みたいにNPO、非営利活動団体と営利活動団体、社会福祉法人と営業ですかね、そういう一般の会社と、営利目的の会社と両方比較するとき、同じようなスケールでいいのかどうか、そこをまずお答えいただきたいと思うんですね。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず、1点目のNPO法人、民間会社との配慮をしたかということでございますが、この件につきましては、基山町の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例、きのう総務課長が答えておったと思いますが、その4条によって今回募集をした関係で、配慮はしておりません。

それから、事業報告でございますが、事業報告については提出はさせるようにしております。法人所得税でございますが、確かに基山町に住所がないということで所得税は取れないものと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

NPO法人と、それから普通の会社の違いあたりがよく理解されてなかったために考慮されなかったんじゃないかと思うんですね。税金の問題は小さな問題だと思うんですが、一番

大きな問題というか、町長が協働だとおっしゃってるにもかかわらず、しかも相手は特定非営利活動法人です。それをしないというのは、町長の意思が末端まで伝わってなかったんじゃないかと。あるいは、町長の言われる協働というのは言葉だけで、実行でやられないかどうか、これは町長にお伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

私も、協働ということはこれからのまちづくり、大事な部分だというふうに思って申し上げてきてるところでございますけども、今度の指定管理者の指定につきましてはそれとは若干違うかなというふうな気もいたしております。やはり、要するにあの施設を、企画、立案、運営というのは町のほうでやるし、それからその管理みたいなことを委託するというようなことになるというふうなことで、そこが協働でどうかというふうなことで、これ私は選考委員には入っておりませんので実情がどうか分かりませんが、聞くところによりますと、CSO、NPOの活動とこの本当の管理ということはむしろ別問題だというふうな、それを区別したほうがいいんじゃないかなというふうな、何か一部聞いたところによりますとそういう思いがあったようでございます。そういうことで、今度そういう結果になったということでございます。確かに、片山議員がおっしゃるように、いろんな意味、納税とかなんとかというふうなことからすれば、やはりそういう協働、地域要件というのも若干考慮すべきだったかなという感じがいたしますけども、実際問題そういうことで選定したというふうなことだというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

3回目になりますが、町長の違うんじゃないかとおっしゃった認識は全く間違っていると私ははっきり断言申し上げます。これは、協働には2種類あって、一つは直営でやってる事業をどっかにやってもらおう、NPO法人にやらせようか、あるいは民間にやらせようか、これは事業の協働なんですね。これは先ほどもあった、今基本条例でまずそこを定めてる事項でしょ、一緒にやろう。どこが請け負ってやろうかというのは話が別なんです。全くそれは町長の言われる協働と同じなんです。今行政がやってる事項を住民と一緒にやっていこう、

できるだけ住民の満足度を高めるためにやっていこうというのが協働ですから、それはちょっと認識がずれてると思いますよ。

それから最後に、きょう、けさ、資料いただきました。これ、ずっと前から私持ってますけども、ほかの県も持ってますが、こんなのは審議資料にならないですよ。これで何で審議しろっての、これ募集要項じゃないですか。審議というのは、なぜこれを決めたかという理由、根拠がわからないと審議できないんじゃないでしょうか。かくかくしかじかでこれになったという資料が提出されないと審議できないんじゃないですか。募集要項で、この堺さんところ、創建サービスさんがなぜ決まったということを審議しろと言われるんですか。まさに、これを審議してくれと言ったのが、審議をする資料が出てこない。審議をできないじゃないですか。朝、これたくさん、これだけ大変な労力とペーパーの私は無駄だと思います。予算の無駄遣いであると思います。もったきちつとした、これを審議する、例えばこのところがこういう状況で、こういう項目で比較したらこうなってこれはこうなったんですよという比較資料が出てくるとか、それがあって初めてここで審議されるんじゃないですか。だから、提案理由も何も出てこないんですよ。提案の根拠は確かに口頭で説明がありました。教育委員会の関係にはほとんど提案理由がないです。今まで提案理由と書いてある、提案の根拠は書いてあります。提案理由になってるのはほとんど見当たらない。全部とは申しません。そういう、行政が仕事をおやりになってる、これは行政サービスなんですよ。ちゃんとした審査のできる資料を出していただきたいをお願いをして、3回目終わります。

議長（酒井恵明君）

今、片山議員より、審議に必要な、審議できる資料の提出の要求がございました、お聞きのとおり。できますか。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

指定管理者の資料でございますが、これに伴います候補者の選定結果の公表をしております。その中に点数等もつけておりますので、その分、この資料を渡したと思いますけど、それで審査をしていただけないものかと思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

質問受けてという形になりますけども、この募集要項とか、一番最後の資料の選定結果

で、これはこれでこういう項目で評価してこうなりましたっていう、これでこのことはわかるんですが、お願いしたいのは、要はこれで指定管理者の議決をするということでありまして、私どもの判断として、一つは創建サービスという会社がどんな会社なんですかということが一点です。資本金とか売り上げとか人員とか実績とか評判とか、ネットでも調べられますけども、そのことが一点。それで、それに伴って、現在若基小と基山小の体育館のフロア清掃に、メンテナンスの創建というのが委託の事務の中で年間40千円とか50千円とかという入っとるようでございます。それと同一の会社かどうかということが一つと、それが一点です。

で、もう一つお願いしたいのは、応募申請の内容ですね、創建サービスが出された。どういうふうにサービスを確保するとか、この募集要項に基づいて応募された内容についてはぜひ我々にも公表していただきたい、それが資料になると思いますんで。サービスとかコスト比較とか体制とか、その辺の応募申請の概要を公表いただきたい。

3点目に、実際にこのことで、例えば平成20年度で町民会館費が62,780千円の予算を組んでいます。それから、体育施設費が38,462千円の予算を組んで。このうちのどこが変わるのかですね。そのうちの委託料が25,000千円とか18,000千円とかということになっておりますけども、予算上はですね、この指定管理者に移行することによって町民会館費、体育施設費のどの部分が、おおむねで結構ですのでどういうふうに変化する可能性があるのか。その3点について御回答いただきたいと思います。（「関連でいいですか。資料の件」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

同じような。はい。平田議員。

12番（平田通男君）

同じことを何回も言わないかんからですね。私も、今片山議員なり後藤議員が言われたとおりだと思うんですね。何を私たちに審査をなさいと言ってるのかわからないんですよ、これじゃ。けさ机の上にこれがぽっと置いてあって、何だこら、要らんと。みんな要らんと言ったんです、これ。審査にこれ何も内容関係ないもん、一つも。

今回提案してあるのは、指定管理制度に移行すると。移行するからには、必ずそこにメリットがあるわけでしょ。もっと具体的に言えば、今後藤議員がちょっと触れられましたけれども、今いろんな施設で施設管理費として使ってるお金が幾らあって、そしてそれを業者に

委託することによって、創建なら創建に委託することによってどれだけプラスになって、マイナスになる委託なんかありませんからね、財政改革の大きな一環としてやってるわけだから。この施設を、百何十億円でしょ、これ全部税金でつくったわけでしょ。それを今度は民間業者に委託するわけでしょ。委託したらサービスが悪くなっちゃ全く意味がないですね。それから、そこから財政的にプラスが出てこなければ委託する必要も何もないでしょ。その比較表が何にもないんですよ、意図的にこれのけたのかなと思うんだけど。教育委員会側が、この3つの業者なら3つの業者に提案した、これだけのものをしてくださいと。そのためには町からも幾らの金を出しますよと、委託管理費として幾ら出しますよと。それから、施設の利用料については現状のまま変更がありませんとか、そういうのはずっと書いてありますけど、具体的な数字は一つも上がってないんですよ。

今ここで、そしたら、これは総務課のほうになるのかな、これだけのことを委託管理するわけだから当然町職員は余るわけですね。教育委員会から減るんでしょ、これは。そういう計算はもう成り立ってんじゃないですか。人件費から浮かさん限りは浮くわけじゃないですよ、こら、どげん考えても。そしたら、その人件費の中の、例えば教育委員会に今までいた人数の中から2人なり3人なりが教育委員会から引き上げられて、別の部門に持っていかれるわけでしょうもん。そういうことが何にもここには、わからない、我々には。

だからまず、3つの業者に対して教育委員会が提示した条件、これとこれは委託します、そのためには町から幾ら管理費を払いますよ、そういうものをちゃんと数字として出してもらわないと審議はできないですよ。例えば、我々がここで審議をしてこれを通したとします。そしたら、議会もこの業者も何にもわからんで、指定管理制度に移行したがゆえにサービスが悪くなったとか、あるいは財政的にも何らプラスになってないとかということであるならば、何で、あるいはこの会社がどんな会社なのか知らないで我々が採決して、あ、いいですよ。議会は何しよるかちゅうことにならせんですか。だから、それがわかる資料を出してください。そうせんと審議できないよ、これは。議長、調整してくださいよ。

議長（酒井恵明君）

今、皆さん方の手元にあげてる資料は、実は後で提出を要望なされた方からこれによっての質問もあろうと思って私は何も言ってませんでしたが、きのう一般質問の終了後に松石議員より要求があったので許可し、教育学習課のほうに指示し、出たと思います。マッチしてるかどうかは私も朝まだ照合する間ございませんでしたが、一応この資料は松石議員からの

要求によって皆さん方にあげてるということです。

じゃあ、今、後藤議員また平田議員、片山議員から同じような質問、関連でありましたが、それに対する……（「資料の請求ができますか」と呼ぶ者あり）資料、資料要求。どうぞ、いいです。じゃあ、一緒に資料要求ば。品川議員。

6番（品川義則君）

この委託料の上限積算書がありますけども、その中に人件費として12,110千円、これがありますけども、これが町民会館の運営費の人件費ですね。だから、職員の人件費なのか、職員の方は違う仕事もされてると思うんですよね。で、今回委託を指定管理者すると、町民会館の運営だけでいいんですね。そういうふうな人件費の積算でこれになっているのか、それを出していただかんと、積算書の数字がかわってくると思うんです。で、こんなふうに旅費とか備品の購入費も管理費の中に入っているのか、管理費に備品の購入費は要らないと思うんですよね、この数字の中で言えばですね。これインターネットで、後で。済みません。はい、わかりました。後で直接言います。

議長（酒井恵明君）

まず、教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

後藤議員さんの件でございますが、まず会社の概要でございますが……

議長（酒井恵明君）

それは……

教育学習課長（古賀芳博君）続

そしたら、会社の概要については資料を……

議長（酒井恵明君）

資料で、はい。

教育学習課長（古賀芳博君）続

それから、体育館関係の創建は同一かということでございますが、ちょっとこれも後で調査して報告をしたいと思います。

それから、企業の応募内容の件でございますが、これも資料を提出いたしますが、ページ数が多いので、大至急今からしますけどちょっと時間がかかるとは思います。よろしいでしょうか。

それから、予算書で20年度でどうかということですが、まず町民会館にありましては委託料で組んでおりますけど、その分をまず指定管理者のほうにお願いしたいと。それが、20年度で言いますと25,300千円でございます。それから、保健体育費でございますが...
...（「議長、ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください、答弁中ですから。

教育学習課長（古賀芳博君）続

体育施設の委託料の、予算書のページ数で言いますと138ページ、便所清掃委託料から、サイクリングロードはちょっと違いますが総合体育館空調管理、次のページまでのこの中の委託関係が.....

議長（酒井恵明君）

課長、せっかく答弁していただいておりますが、そういうとも羅列して資料でしてください。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

御迷惑かけております。ただいま片山議員、後藤議員、それから平田議員から指摘をいただきました件につきましては、早速資料を整えたいと思いますけれども、何せかなりの量がございまして昼からでもよろしゅうございませうか。それまでにはそろえて机上に載せたいと思いますが。そうしますと、その後の審議となりますが、その辺はいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

それは、資料は極力急いでもらって、口頭で答弁できるものもあると思いますよ。平田議員より、それに伴って職員の削減があるのか、異動があるのか、早く言えばですね。その質問等はもう口頭で答えられると思いますので、その分は答弁してください。あとのどうしても資料でなければならないものは、資料を早急に準備していただきますようお願いいたします。町長。

町長（小森純一君）

指定管理者制になれば、当然人員は要らなくなるというようなことでございますから、それはまた庁舎内で異動を考えたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

はい。その件は終わりました。

資料が随分要求がございました。ほかに、あったらもう一緒に。本来なら、私は常々言ってます、事前に資料要求はしてくださいってお願いしてるはずですが、やむを得ませんが。出るものと思って皆さんきょう臨んでいただいたと思いますが、なかなか完全な審議する資料が残念ながら出てません。片山議員。

5番（片山一儀君）

資料が膨大とおっしゃったんですけども、ここでする審議資料は要約をされたきちっとわかる資料であって、全部そのまま生で出してほしいと言ってるわけじゃないんだと思うんですよね。ちゃんと審議できるようにまとめてなきゃいけない。そういう作業がなかったんだと思う。

で、1点だけ修正します。修正しときますよ。事業報告というのは、行政が、基山町が指定管理者に求める事業報告と、これは会計処理とかいろんな報告の問題で、NPO法人がやってるのは県にあるんですよ。要するに、NPO法人も総会でやって、それを県に決算書から全部出すんです。会社は、株式会社では株主総会でやってそのままこっちへ持ってくるんです。どちらが公明性が高いかと言ってるのに、求めていますという話があったけど、それは全然認識が違ってるし、指定管理者の仕組み自体を御理解されてないと私は理解してますよ。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

資料要求ということで重複するかと思いますけど、先ほどから議員の質問にあってるように、今回の指定管理者で一番大事な理由は、創建さんを指定するという基山町の意向できょう議会に諮ってあるわけですね。

だから、私たちとしてはそれを適正というのか、基山町の住民サービスにとって不都合ないか、そういう観点から、この会社でオーケーなりという話が出るとしますので、私は先ほどから資料要求の中で、この会社の名称、所在地、設立目的、資本金、職員数、事業年度なり決算、それと一番大事なことでございますけど、5年間にわたって指定しますということで、その5年間にわたる事業計画、それと収支計画、この5年間基山町から幾らの委託料をもらって毎年度幾らずつ支出し、その中から、利用料としてお客さんからもらいますよね、使用料、利用料が幾ら入ってきて、その差額が指定管理委託料となると思うんですよね。だ

から、そういう資料があるはずで、またそれがなからんときょうの議案にはなっていないと思いますので、だから当然これはきょうの審議する前に、こういう基本的な資料ちゅうのは、何回か出るとかい出らんとかいという聞きよったけど全く今まで出てないということは、ちゃんと教育委員会としてこの辺の認識が私たちとはちょっとずれてるんじゃないかと。

ということと、ということで六十何点でしたから、高いほうだから高いほうに指定しましたちゅうのが今度の指定理由のようでございますけど、先ほどから平田議員もあつたけど、極端な場合、低かってでも次の次点を指定することもあると思うんですよね。点数だけが高いからじゃなくて、高いけれどいろんな要素、NPOとはまた別です、だけどこれにしましたという理由があると思うんですよね。だから、先ほどから何回も言いましたように、指定をしたい、創建さんを指定ちゅう本来の理由ですね、それを示していただく、それが一番大事と思うんですよ。だから、選定理由、創建さんをした、もろもろの総合的判断もあつたでしょうしいろんな面もある。そこを、こういうことで、これならば住民サービスも十分納得できると。その辺は、資料というのはいもうできてるはずと思いますが、あえてそれを出されないのかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

創建サービスを合格とした理由につきましては、ただいま、今答えられます。どのようにしてこれを合格に選定したかということは、ただいま答えても構いません。ただ、3社ございますね、3社か4社。これのすべての資料をとということになると、ちょっと時間がかかるんですね。（「必要ないもん」と呼ぶ者あり）そうですか。じゃあ、創建を選定した理由については若干述べられますけど。（「資料で要求した」と呼ぶ者あり）資料があつてですね。そうですか。

議長（酒井恵明君）

資料で提出してください。

教育長（松隈亞旗人君）続

それは提出します。現在、私のほうにはありますのでそれは答えられますが、やっぱり資料を見てということですね。はい、わかりました。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

資料請求もあってるようですので、それに関連したことはちょっと省きたいと思いますが、一応9点にわたってしたいと思います。

それで、まず1点目が、先ほど出ました、後藤議員から。指定管理者創建サービスが行う業務の範囲とは何かということで出まして、先ほど説明では、10款4項5目の町民会館費の委託料だと、25,300千円という説明があったと思います。その中で、会館主催事業委託料9,000千円も入ってるんですね。だから、それも入ってるのかなというのが一つですね。

それから次、2つ目、先ほどもこれも出ました、平田議員のほうから。職員は今町民会館4人おらっしゃるわけですが、この方が来年4月からいなくなると。配置がなくなるというふうになるんですが、そうしますとかわりとして創建サービスの社員は何人配置になるのかですね。これが2つ目。

3つ目ですが、これはもう大きな部分ですけれども、昨年の9月議会の中で資料としていただきました、これです、指定管理者制度の導入における視点と。メリット、デメリット、その他の視点ということで審議の際いただきました。基本的にはこれと、さっき言った評価項目ですか、それに基づいて創建サービスを選んだという形になると思いますが、このメリット、デメリットで判断した場合創建サービスはどうだったのかという点ですね。

それから4つ目ですが、町民会館の設置及び管理に関する条例とか施行規則とか館長の専決規定とか、こういうのがあります。これは一体どういうふうになるのか。現行のままいくのか、これは変更になるのかですね。

それから5つ目ですが、町民会館の補修費、これちょっと、ちらっと見て少しは書かれていたようですが、ちょっとはっきりしません。例えば、100千円以下だったら創建サービスさんにやってもらいますよ、以上だったら町が持ちますよとか、いろいろそげなつも取り決めあってると思いますので、その辺。

それから6つ目に、先ほどちょっとこれも出ました、審査の評価項目の(5)の中で、管理に係る経費の縮減ちゅうのが審査項目の一つに加わってます。これは5年間で幾らになるのかですね。現在幾らかかって、現在町民会館の管理運営費、人件費も含めて今どれだけかかって、これで年間幾ら縮減できて5年間でこれだけ縮減できますという、そういう数字的なもの、これ資料として出せたら資料として出していただく、口頭でも結構です。

それから7つ目、指定管理者の事務執行の管理は町長または教育委員会で行うと。で、議会の報告は義務化されていないわけですね。で、議会の報告がされるのか、さっき課長はするというような節のことを言われたけど、これは地方自治法の244条の2の10項にそういうふうに書いてあるんですけども、議会へきちっと今までどおり報告されるのか。例えば、利用人員は何名ですとか、資料つけ、出よったでしようが、ずっと。そげなつは、予算、決算できちっとそういうふうな資料を今までどおり出されるのかですね。

で、8つ目は、これも先ほど出ました、どういう会社かということで。そうすると、100点満点で審査されて65.8点ですよ、100点満点で。だから、これで住民サービスが大丈夫なのかなというふうに思います。で、合格点数の基準は何点だったのかですね、だとすれば。

それから最後ですが、利用者の苦情、要望、これはどこが対処するのかですね。創建サービスが対処するのか、基山町が対処するのか、この辺ちょっと答えられる範囲で、あと資料として出してくれるやつは資料として出していただくということをお願いします。（「済いません、最後もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）利用者の方の苦情とか要望、これはどこで対処されるのか。町民会館の運営委員会とかなんかありますか、何か。そういうようなもんあると思いますが、会社か町かということです。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

それでは、松石議員さんの質問でございます。

まず1点目で、9,000千円の会館事業については私のほうが間違っております。9,000千円会館事業につきましては、町のほうで行っていきます。

それから、職員が今おって変わった場合ということでございますが、業者のほうは5名を配置するというふうに聞いております。

それから、メリット、デメリットでございます。これにつきましても、昨年9月に報告していると思いますけど、この分に、昨年9月に報告したものに合わせてメリット、デメリットはしていきたいと思っております。1番目に利用者のニーズに合った会館ということで、まず一番最初にできるのが、申し込み等については現在金曜日の5時15分までですけど、その点については土曜、日曜とか、会館が10時まで、体育館は10時までありますので、その点については利用者、逆に利用の申し込みは便利になると思っております。

それから4番目に、公民館長の件でございますが、公民館長につきましては、従来どおり館長は町のほうで、町といいますか、県関係で公民館長会議とかありますので、その分は従来どおり行っていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

課長、ちょっと待って。質問者、館長の質問なさいましたか。（「条例、施行規則ね。それから町民会館……」と呼ぶ者あり）ちょっと、その分だけ正確に発言してください。

10番（松石信男君）

済いません。もう一回きちっと言います。現在、町民会館の設置及び管理に関する条例及び施行規則、それから基山町民会館館長の専決規定、これはどうなるのかと。現状のままでいくのか、それとも変更されるのかということ聞きよんです。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

済いません。条例施行についてはそのまましていきたいと思っております。

それから、次の補修費でございますが、補修費につきましては、募集要項にも上げておりましたけど、募集要項に、年間修繕料が1,000千円もしくは1件当たり300千円を超えた場合や原形を変えるような補修を行う必要が生じた場合は別途教育委員会と協議をするというふうにしております。

議長（酒井恵明君）

課長、何ページかよかったら教えてください。

教育学習課長（古賀芳博君）続

4ページでございます。済んまつせん、基準書でございます。町民会館指定管理の管理運営に関する基準書というとの4ページ、下のほうでございます。そこに掲げております。

それから、縮減でございますが、現在業者のほうから出ておるものにつきましては5年間で8,445千円の縮減が示されております。

決算等の報告、人数それから利用件数等の報告を議会のほうにするかということでございますが、これは従来どおり報告をしていきます。

それから、会社関係については、先ほど後藤議員、平田議員と出てますが、資料で提出をさせていただきます。

それから、評価の点数は何点以上かということですが、これは60点以上ということで、当初決めておいた関係で60点以上ということで今回候補者を選んでおります。

それから、最後の利用者の苦情処理でございますが、この会社につきましてもアンケート等をとって運営していくというふうなことを聞いておりますので、そういう苦情が出たら当然私のほうにも、教育委員会のほうにも報告があると思いますので、この件につきましてはお互いに話し合いながら対処していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

課長、もう一点ね、6番目に、管理に係る縮減で5年間で8,445千円とおっしゃったですね。現在は幾らかち問うてあったけど。わかりますか。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）続

この分につきましては、過去3カ年の平均を出して、うちの限度額が幾らかということで向こうに提示した額が39,029千円でございます。それは、先ほど言いましたように過去3カ年の人件費から町民会館に使ったお金の平均として出してあって、当然その中には使用料もございますので、使用料を差引いた額で提示額をしているところです。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それでは、ちょっと2回目ですが、会館事業費9,000千円は別だということだから、それは一応訂正されたわけですね。で、ちょっとここで心配をしておるわけですが、会館主催事業はいろんな今、いろいろ行っていると思います。それも若干、主なもんでもちょっと上げていただきたいんですが、業者が企画したイベントですよ、イベント。イベントを企画されると思います、当然。利益追求するわけですから、それは当然会社になればもうけて当たり前ですから、ボランティアでやるわけじゃないわけですから。それで、そのイベントに結果的に押される形で、今会館事業としてやっているさまざまな事業が減らされていくと。減らしていくという格好になりやしないのかという感じがするんですよ。例えば、今会館事業でいろんな音楽会とか、それからいろいろあってますよね、踊りから何やかんや。それはもう私もやりますからというふうになると、ならこっちはもう減らそうと、会社にもうけさせないかんからと。それはどうかは別にして、ということで、今やっている主な会館事業が

減らされていくということにつながるのかということですね。だから、今やっている主な会館主催の事業名と、そういうふうになるのではないかとということですね。これが1つ。

それから、さっき職員の問題ですが、5人と。で、今4人配置されてるわけですが、そのかわり5人社員の方が配置になるということですが、この社員の方は正規社員ですか、非正規社員ですか。これ、ちょっとわかる範囲でお答えください。

それから、教育委員会から、町民会館から4人引き上げになるわけですが、さっき平田議員のほうからも質問あったわけですが、町長はほかの課のほうに異動しますというふうな答弁だったですね。そうすると、今教育委員会がやってる仕事の内容が職員が減ることによってどがんかとやるかと。端的に言えば手抜きになりやせんやろかという、ちょっとそういう心配があります。で、その辺どうなのかですね。

それから、町民会館の設置管理条例とか規則はそのままということで安心をしましたが、その中で利用料金の件ですね。第8条の中に、というか、その規則第6条の中に使用料の免除規定というのがあるんですね、免除規定。これは、そのままということだからそのままになるのかなと。例えば、私、4区で言えば4区主催のレクリエーションを体育館でやったりとかいろんなことをやってます。それは免除されてるし、いろんなことされてる。そういうのは、だからそれは変わらんということであればそのままになるのかなと思いますが、それちょっとはっきり言ってください。

それから、地方自治法の第244条の2の8項と9項では、利用料は指定管理者で定めるものとする書き方ですね。指定管理者で利用料は定めるものとする。だからここで、もちろんちゃんとそれは町に諮ってという部分がありますけれども、まず指定管理者が利用料を幾らにするということによって定めるものとするというふうになってるわけですけど、これについてちょっと説明ください、具体的にどういうことなのかですね。

それから、創建サービスを選んだ、60点以上の65.8だったからこれでいこうというふうなことだと思います。で、なぜ100点満点で60点と。入試とかなんとかやったら60点じゃ、そりゃわかりませんがね、いろんなやつは。普通、80点、90点というのが普通じゃないのかなという、それはちょっと私の判断ですけど。60点ちゃ意外に低いなと。だから、なぜ60点というのを判断基準にされたのか、その辺もちょっと答えられたらお願いします。

最後ですが、苦情処理の関係ですけども、相談してと、会社と。会社と相談してと。会社にもそういう苦情とか要望とかのアンケートという形で寄せられるだろうし、町にも寄せ

られるだろうということで相談してということですが、最終的な処理に当たっての責任はど
っちが持つんですか。それをお答えください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今、松石議員の、会社がそういう大ホールを使ってイベントをする場合がございますが、
会社がやっても町の会館事業というのは従来どおりやっていきたいと思っております。

それから、職員の5人の内訳でございますが、一応正職が3名、パートを2名というこ
とで、この件につきましては地元を雇用したいというふうなことでございます。

それから、仕事上、こっちに引き上げられて仕事はどうかということでございますが、
管理関係の部分を委託する分、管理をお願いする分ございまして、仕事は管理関係だけ
はもうしませんけど、残りの仕事は、企画、立案はこっちでやっていきますので、仕事内容
はまだたくさんあります。

それから、利用料の免除が従来どおりじゃがということでございますが、これは今現在し
ておりますそんなまの利用免除規定をしていくということでございます。

それから、苦情処理の最終的責任ということでございますが、苦情の内容にもありますけ
ど、指定管理者のほうに出る分が町のほうにも当然来ると思いますので、内容については、
責任は苦情の内容によって変わるものと思っております。

議長（酒井恵明君）

60点の判断基準。

教育学習課長（古賀芳博君）続

利用料金が指定管理者が定めるということの件でございますが、これはあくまでも条例が
ございますので、その分でございますので、条例で上げるとか、そういうことについては全く
考えておりません。

点数の60点の基準をどうして出したかということでございますが、これにつきましても内
容をいろいろ、100点満点のところでございますけど、内容がありますけど、まず利用者への
対応、それから公の施設の効用の発揮、それから管理を安定して行う物的及び人的能力、そ
れから施設管理に関するその他の要件ということと管理の経費ということで、そういうの
を見たところで一応60点というふうな点数が出たところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

最後です。従来どおり会館事業9,000千円はやっていくんだというふうなことで、少し安心したんですが、ただ、さっきも言ったように、業者がどんどんイベント企画するわけですよ。それはもう当然ですよ、会社は利益上げないかんから。そりゃ、してよかったですよ。しかし、どんどんやっていると、どうも今まで町がやっていた主催事業とぶつかる。同じようなものとか出てくると。そうなると、やはり、ならもうやめとこかと、町のほうはということになりかねんです。だから、9,000千円のこの予算が、来年度の当初予算を見たら5,000千円に減ったとか、来年度は9,000千円仮に出るにしても、再来年はひょっとしたら5,000千円になっとる可能性もあるわけですから。だから、そういう意味で、それをもう一回そういうことはないというふうに答えていただきたいと思います。

それから、職員の方、社員の方ですが、正社員が3名と非正規が2人と。で、5名ということで、会社はそれで回すということでしょうから、それでいいのかなという感じはいたします。

それから、仕事のない分、職員を4名引き上げるということですがけれども、それはもう企画、立案は従来どおり教育委員会でやるからと。しかし、そのまま4名ちゅうふうにはならんわけでしょ。教育委員会にそのまま4名したら、なら町長は、いや、委託があんたもうなくなっちゃけん、そりゃ2人くさいと。2人は引き上げるよと、町長部局にというふうに当然なると思うんですよ。けん、その辺は、教育委員会では答えられないかもしれんけども町としてどのように考えられているか、教育委員会でもいいです。

それから、利用料、使用料については従来そのままいくということで安心をいたしました。

それから最後ですが、苦情の内容によって責任はどっちがとるかということは判断しますよと。利用者からの苦情とか要望の内容によって対処の、責任のあり方、これは会社なのか町であるかということ判断しますよと。その辺が非常にあいまいだなという感じがちょっとします。例えば、町民の人が役場の、教育委員会に何かちょっと苦情ちゅうか要望を言ったら、教育委員会、いや、そりゃ会社に言ってください。もう不信感招くですね。で、会社に言うたら、いや、そりゃ町に言ってください。なったら、あんた町民の不信感の招くですよ。悪うなったちなる、サービスが。だから、それはやはりある程度はつきりしとかなないと、

そういうふうに関係をお互いに転嫁するような形になっちゃいかんから、その辺どうお考えなのかですね。

先ほど、そうするともう最後ですが、60点、これは何で60点なのかなということ、ちょっと100点満点の60点と。だから、そうすると60点に行かんやったら今回はもうなしと。3社応募したけどなしちゃうふうになったわけでしょ。だから、その辺が、これ70点にしといたらなしでしょ、70点にしといたら。だから、なぜ60点なのかなという感じなんですよ。ちょっと私は、これは資料が後で出るから、その中での議論でその辺もうちょっと詰まるのかなという感じがしますが、今んとこ答えられる範囲内で、もう最後の質問ですからしてください。

議長（酒井恵明君）

こちらから、先ほど。はい。町長。

町長（小森純一君）

先ほどお尋ね、人員の件でございますけども、これは今議会で議決いただきましたら、何名引き上げるのか、そしてどこに配置するのかということは、また検討して配置を考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

本町のイベント、行事につきましてはできる限り優先をしないと、やっぱり意図的に企画もありますもんですから。その後、年を追ってその辺の調整ができるなら調整もしていきたいと。協働というのを打ち出しておりますから、町民のほうからの企画も持ち込まれますので、そういうことも勘案しながら本町のほうを優先にしていきたいと、かように思います。

もう一点、苦情処理でございますが、これもその場その場で対応していかないかかな、当分の間は。まずは、委託をしておりますから委託会社がきちんと処理をしていかなきゃならないと、規約に従って。しかし、どうしてもそれを超す場合もあると考えられますので、そういう場合は教育委員会の指導もあるかなと、こういうふうを考えておりますが。

議長（酒井恵明君）

60点に達した、あれは.....

教育長（松隈亞旗人君）続

60点に関しましては、午後から答えさせていただきませんか。ちょっと十分に整理されておられないので、よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

わかりました。原議員。

11番（原 三夫君）

指定管理者制度の件については、私も資料がないから、基準になった資料がないから、もう全くここで言うつもりはございませんが、幾つかだけちょっと基本的なことを質問したいと思いますけど、指定管理者制度の目的、大体これ一体何、どこにあると思われてるんですかね。それが1点ですね。目的ですよ。どういうふうに認識してあるのか。

それと、今ずっと聞いておりますと、苦情の問題、非常にこれは重大な問題ですよ。入札をやって年間幾ら、5年間幾らで受けて、で、今の話からいきますと、いろんな条例とか利用規定とかいろんなものは全く変わらないんだと。そのままいくんだと、扱わなくて。ということは、開館時間、閉館時間も一緒なんですよ。と、今、区の運動会とかいろんな体育行事あるときにはなるべく早くしたいというのが、今までこれはもう実情、現状の問題です。しかし、なかなかあけてくれないと。あけても開会するのは9時だと。そうすると、本当に競技を始めるのはもう9時半になるわけですね。いろんな問題がいっぱいあります。そういうのを全く変えないで今のとおりでやっていくとか、料金の問題もいろいろありますけど、指定管理者制度に出して余りにも行政が制約をし過ぎると、これは何にもならんわけですよ。市民のサービスにつながっていかない。こういう問題になっていくわけですね。

そうすると、今の苦情の問題からいきますと、その都度その都度それを考えていきたいと。業者と行政のほうで協議していくんだと。そして処理していくと。しかし、これは契約、今のままで条例も変えなくていろんなことも変えなくて、制約はするわ、規定は変えない。そしたら、指定管理者制度になった場合は、やはり住民が使いやすくなっただろうと、どういうふうに変わったのかと期待ありますよ、住民は。そこで文句がばんばん出てきますよ、苦情が。それを、じゃあ今まで9時からだったのを今度は7時からやってくれとか、極端に言うならば24時間やってくれと、365日やってくれと。そういうサービス向上につながらないじゃないですか、条例を変えないということになれば。その苦情を、じゃあ業者と協議したときに、これは契約問題の金額の変更をせざるを得ないです、業者にとっては。いろいろありますけど、とにかく資料をやはりきちっとその辺も出していただいて、じゃないと、これ

はもう一日じゅうたっても終わらないと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。もう答えは要りませんので。また資料が出てからの問題といたします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

今まで資料提出等でいろいろ質問しましたけれども、1人3回ということになってるわけですね。で、これは午後から改めてさせてもらっていいですか、もう1回しとるわけですが。おまえ2回しとるからもうでけんぞと。そこは議長判断でしていただけますか。

議長（酒井恵明君）

それは、もう当初から状況によっては申し入れがあれば議長の判断で許可するという事になってますので、その辺は議長が判断させていただきます。（「お願いしときます」と呼ぶ者あり）

それこそ議長から1つ、ここで言っているかどうか判断に苦しみますが、あえて申し上げますが、先ほど私は資料要求の件で議員さんには事前に要求してくれって申し上げました。その手前というか、公平性を保つために執行部のほうにも申し上げます。

というのは、今回の第56号、第57号議案については、何ら議案書、上程はなさって資料が出てません。当然いっぱい出るんだらうと、この第56号、第57号には。そう思ったんです、私は。ところが出てません。出てないがゆえに、こういうふうな、私からいえば円滑な運営ができなくて皆さん方に申しわけないとも思ってますが、極力想定もなさって、こういう資料の要求がもし議員さんからなかったら、あるんじゃないだらうかというような想定をしていただいて、資料も詳しく提出していただきますようお願いしときます。第56号と第57号、これに限らず全体的です、全体的です。

以上を申し上げて、午後になりましたね、午後資料提出極力急いでいただいて、その資料によつての質疑がまたあろうと思いますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時57分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開し、午前中からの引き続き第56号議案に対しての質疑と答弁を求めます。

まず、資料が提出されておりますので、それに説明がありましょう。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

午前中は大変御迷惑かけました。私どもの不手際をおわび申し上げます。

今、3人の議員さん方から御指摘がありましたことについて、資料を集めたつもりでございます。まず、ちょっと確認をいたしますが、一つは指定管理者となる団体の概要を差し上げております、縦のA4でございますが。次に、横のA4で会社の概要、それから管理システム、ページをめくってるんですが、それからコンセプトですね、会社のコンセプト、それから具体的な施策、実施計画等々を書いております。最後に、個人情報緊急対策時の対応について。で、最後に、縦のA4でございますが、基山町民会館と体育館の運営委託料上限額積算書、これを差し上げてるつもりでございます。また御質問に応じたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

いや、一番最後に、なぜ100点満点で合格点60点なのかと。これがもし70点だったら、不合格ということで今回はなしというふうになっていたと思うんですね。だから、なぜ60点なのかという点を何か昼から答えられるということだったので、それはどれか資料に載ってるかなと思うんですが、ちょっと見つけきりませんので。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

ただいまの質問の件に関しましては、大体配点を項目ごとに配置しておりますが、それに関してA、B、C、D、Eと5段階評価をいたしております。したがって、真ん中のA、B、C、これが通知表で言うなら3点の部分ですね。これを標準と考えております。この標準が、点数で言えば50点かなと。その50点、標準を出れば、私どもが考えております評価に大体合うんじゃないかと。この50点を超すということにつきましては、他市町のこういう配点基準等を参考にしております。

以上ですが、それでよろしいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

松石議員、よろしゅうございますか。特別に。

10番（松石信男君）

ちょっとよくわからなかったんですけども、A、B、C、D、Eで点数をつけたということで、Cが3点と言われたですかね。（「Cですね、真ん中のC、はい」と呼ぶ者あり）そして、合計で50点、済いません、もう一回、済いません、説明してください。ちょっとよくわからない。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

A、B、C、Dの5段階評価で、Cが標準の3だと考えられます。例えば、小学校の通知表を例にとるならばこれがちょうど3に当たりますので、この3が標準じゃないかと。私どもが考えている標準だと。その標準より超えれば、これは私どもが提案しております最低ラインを超えるかなと。評価の上での最低ラインを超えるかなと、このように思っておりますが、それが50点に当たるわけですね、Cのところ。それ以上の六十数点、2点ですか、これをとってるので標準を超えるだろうと。これについては、他市町のこういうやり方を参考にさせていただいているということでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

確認させていただきたいんですが、50点というところが標準と。これを超えればいいということですよ。ですから、仮に今度の創建の会社が51点となった場合も受けていただくという形になったと理解していいんですか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今、51点ではどうかということですが、先ほど教育長も説明しましたように60点という最低線を引いておりますので、51点では対象外でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

先ほど、午前中、教育長は、基本的な指定理由を明示されるって言うておりましたけど、ちょっと載ってないようですけど。提案理由。（「提案理由」と呼ぶ者あり）うん。この会社を指定するという根拠なり理由。（「理由、はい」と呼ぶ者あり）うん。さっき言葉で言うておっしゃったけども、文章でお願いしなすって午前中資料をお願いしてます。それが、ちょっとただいまの資料にはないようですけど。できましたら資料をいただきたいと。資料で。

議長（酒井恵明君）

資料不足だったということですね。

4番（鳥飼勝美君）続

資料で出すとおっしゃったけど、載ってなかったもんですから。

議長（酒井恵明君）

それは要求しとった。質問者からの要求。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

要点を答えさせていただきます。資料がありませんので、資料があるならば後で。（「いや、資料というか、言葉でいいんです」と呼ぶ者あり）言葉で、はい。わかりました。

株式会社創建サービスを合格者とした理由、簡単に申し上げます。審査基準点以上であったこと、指定管理者審査基準表における審査基準点の60点を超えていることが1つ。2つ、事業実績でございますが、指定管理者としての実績は十分ではありませんけれども、大野城市まどかぴあですかね、それから清掃管理業務、福岡県那珂川町のミリカローデン那珂川設備運転業務、そのほか二、三の実績がございまして、管理運営業務のノウハウを十分に持っていると判断をいたしております。それから、利用者に対するサービス面でございますが、利用者のサービスを向上させるための方策において現状の把握と将来にわたる計画性が十分だと考えられました。4番目に、利用者とのトラブルの防止。利用者とのトラブルの未然防止については、職員の教育訓練を行うとともに事前に利用者の声を反映させコミュニケーションをとるなど、その対応が十分だと考えました。また、マニュアルを作成し対応するなどの措置がとられています。そのほかに、アンケート等を十分にとっていくという表現がございましたので、それもあわせて評価しております。また、個人情報の保護でございますが、個人情報保護法の趣旨、罰則等の教育を職員に十分に徹底されていると、過去の実績からいって。また、日本工業規格、JIS Q15001、個人情報保護マネジメントシステムに適合し、

個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している業者などを設定するラインでありますプライバシーマーク制度の認証を2009年度に取得する見込みがあることも評価の一つでございます。最後ですが、経費節減について。管理に関する経費の提案額が応募団体の中で一番低く、経費の節減が十分に見込まれると。こういうふうに評価しました。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

教育委員会の決定、今お読みいただいて、そういう理由で指定をされたという教育委員会なり町長の意思表示、ただいまおっしゃったようなことを一番最初の提案理由の説明で、私は議案の審議の最初に言うべきであると思っております。そうすると、議員なり町民わかんと思いますが、今の一番最後じゃなくてですね。この議案を上程するときに、ただいまおっしゃったような提案理由の説明がぜひ欲しかったと。今度からもそうしていただきたいと。それと、ただいまお読み上げられたものを、後で結構ですので資料としていただきたいと思っております。

以上です。どうぞ、議長のほうへ。

議長（酒井恵明君）

私も朗読していただくとき思いました、それだけの要件があれば。それコピーして全議員に配付してください。

ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

今もらった資料をいろいろ見てるんですけども、上限金額39,029千円ということで今回出されて、それをもとにそれぞれ3団体が企画書を作成され、金額等についても出されてるんだらうと思います。一点は、この金額、出された金額の、特に今回落札といいましょうか、指定を受ける団体の創建サービス、幾らの金額を提示されているのかというのが一点と、それから審査結果の中で管理に係る経費の縮減と。20点採点でされたわけですけども、A団体はゼロからB団体が4点と。20点という点数の中で4点と。これは数字ですので、それ以外については、それぞれ文書で出される部分で判断基準というのはあいまいな部分があるんだらうと思いますけども、数字についてはきちっとした数字が出てくるんだらうと。で、この

20点満点の根拠ですね。幾らを20点にされたのかと。三千九百何万円というふうな最初の提示金額の中で、20点という点数は何点なのかと。で、これは何点きざみで4点というポイントがつけられたのか。というのは、この指定管理者制度、安ければいいという問題でもないのは私も重々承知しております。ただ、町がこうして今回審査結果をもとにするためには、その審査結果の基づく基準というのが当然あって、経費についても当然基準というのがあったんだろうと思いますので、この点について説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず、1点目の縮減額でございますが、今資料としてお渡ししました町民会館の分でございますが、その中の上限積算額の3枚目でございますが、ここにBと真ん中のとこでございます。ここに、1年目38,000千円、2年目、こう書いてあって、その額が8,445千円でございます。

それから、20点で何で20点かということでございますが、これも募集要項に掲げておりましたけど、この中の利用者への対応、それから公の施設の効用の発揮等ありますが、その分が4段階の20点で8、その中で利用者の平等な利用の確保とか、まず1番目、それから利用者に対するサービスの向上、施設の効用の発揮ということで、効用の発揮について事業計画内容が具体的であるか、現実的であるか等々がございまして4項目の80点。それから、先ほど点数の、一番最後の点数でございますが、これは提示価格でございますが、それで割りまして100を掛けた分で点数を見て4点というふうな出し方をしております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

39,029千円という上限である部分で、今回提示された部分が38,000千円と。これを百分率でしたら96%ですか、それでマイナス4ポイントということで4点という計算という意味ですかね、今の説明は。（「違うね」と呼ぶ者あり）もう一回説明お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

募集要項の……

議長（酒井恵明君）

7ページでしょう。

教育学習課長（古賀芳博君）続

7ページの……

議長（酒井恵明君）

それをはっきり言ってですね。

教育学習課長（古賀芳博君）続

一番下でございます。管理に関する経費ということで書いております。提示価格と提案価格がありますが、それを割って100を掛けて、この額を計算して出したものでございます。町民会館募集要項で、朝配ってありました分でございますが、その中の分の一番下でございます。

議長（酒井恵明君）

わかりましたか、私はわからんばってん。

ほかに。平田議員。

12番（平田通男君）

今もらいました資料の中の2枚目ですが、別紙の3の1と。ここだけでちょっと質問したいと思いますが、要は指定管理制度に移行して基山町にとってどれだけ財政上のプラスになったかということをお知らせなくちゃいけないわけですね。当然ですね。プラスになるために管理移してるわけですね、指定管理。だから、この中ではそれが読めてこないんですよ。

で、ここに上限額積算書というのがありますね。そして、これはあくまでも町が出してるんでしょ、この資料は。だから、収入として使用料は5,302千円今まであつてますよと、業者に対してですね。そして、あなたのところの支出に関するものは人件費として、従来町民会館の人件費としては10,211千円ですか、が使われていましたよということですよ。町民会館にいた職員の4人分なら4人分、4人分でこれだけの人件費がかかっていましたよと。そして、管理費についての34,120千円については、これは今まで町としてこれだけの金をここに使いましたよと。だから、この金は当然あなたのところに行きますよ、事業者側からいけばこの金は入ってきますよと。でしょ。そして、それが、上限が39,029千円ということで、

合計が、これは業者側から見たあくまでも数字ですが、それからいくと町民会館を維持管理するためには44,331千円今まではかかっていますと。その中で、おたくの事業努力によって使用料は幾らか上がるかもしれないけども、下がるかもわからん、わからんけども、大体5,300千円ぐらいの使用料が入ってきますよと。で、差し引きしたら、ここで5,000千円ぐらいの赤字になるわけですね、このままいくと。業者側からすれば赤字なわけでしょ。業者側からすれば赤字なわけでしょ。

で、その中のニュアンスの違いとして、人件費の中の10,211千円が、今までは町が払ってましたけれども、これはあなたのところで職員を採用してやれば人件費は変わってくるわけでしょ、当然。そこでしか収入の上げ道はないわけでしょ、これ。どうなんですか。業者側から見れば、とんとんとしてもよ、とんとんとしても、今の町民会館を維持管理していくためには44,331千円かかっていますよと。しかも、その中には人件費が10,000千円ありますよと、10,000千円使ってきましたよと。ところが、この人件費10,000千円については、管理費だけの仕事じゃないから、職員が。職員の仕事の内容がそりゃ何%使ったかわからないけれども、いずれにしても職員としてはこれだけのものがかかっていますと。だから、業者がこの委託契約を結ぶ場合に、利益を上げようとすればここを扱うしかないわけですよ。それが、町民会館事業を多く展開をして収入を上げるかですね。それでよく引き受け手があると思うんですよ、現実的に。

そしたら、町長にお伺いしますが、ここに10,211千円今まで町民会館費にかかっていると。そしたら、この中の人件費、これ人件費総額ですから、何人分ぐらい町に引き上げたらいいんですか。もうそりゃ当然計算しちゃうわけでしょ、ここで今までかかりよった分が人件費が要らなくなるわけですから。10,000千円じゃないですよ、当然。10,000千円かかっていた職員が、全部これにかかっているわけではないわけですから。町民会館維持管理するために仕事をしてるわけやないわけでしょ。いろんな仕事をした、その中の一部が町民会館の管理に係る仕事をしてるわけでしょ。その辺わかりませんか。当然、何人が浮くわけでしょ、人件費分が町に。だから、極端に言ったら、今まで町民会館にかかっていた費用の中から人が何人が浮いてくるという計算はしてあると思うんですよ。体育館にしても、体育施設にしても同じです、今ここを審議してるから。そういう試算に基づいた数字があるわけや。それを示してもらわないとわからない、これじゃ。

じゃあ、あなたが引き受けるときに、利益もなくて、これで5,000千円ぐらい赤字になる

のを何で引き受けますか。そして、さっきの答弁では5人置くと。正規職員が3人で臨時が2名と。恐らく、これは単価がずっと安くなると思いますよ、その会社の受ける職員がですね。そこでもうからないと、業者は何も得はないじゃない。基山町としても、そこで何らかの人件費を浮かさないで財政効果は上がらないでしょう。（「資料の説明ばしてもらえば」と呼ぶ者あり）説明してもらわなわからんよ、これ。

議長（酒井恵明君）

今、この資料で平田議員は説明なさったが、それが的確なのかどうかということをおれせにゃんから、この資料ば説明してください。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

平田議員言われた1ページ目の、ちょっと町民会館の件で説明をさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

それだけでよかですよ、今町民会館の審議をしてるんですから。

教育学習課長（古賀芳博君）続

この分の使用料が過去3カ年平均で約5,300千円ありましたということでございます。それから人件費、現在4人、あるいは過去3カ年間の分でございますが、16、17、18を平均しますと人件費に約10,000千円使いましたということでございます。それから、管理関係で光熱水道代とか電気代とか、それから維持管理費、いろんな委託をしておりますが、その分が全部で約34,000千円あって、全体で44,331千円かかっておりますと。この中から収入、使用料関係が5,300千円ありますので、5,300千円は当然指定管理者が収入として上げますので、その分を差引いた39,029千円が上限額としてうちのほうから提出した額でございます。（「説明それだけですか」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）続

済いません、説明不足で。人件費につきましては、あくまでも管理に人員はおりますけど、そのほかの仕事等を勘案して、施設管理、受け付け業務等に関する費用が全体で10,211千円かかったということでございます。

議長（酒井恵明君）

一切の人件費でしょうが。（「4人分の人件費じゃないよ。実質でしょ、4人分の人件費

は18,000千円だから」と呼ぶ者あり)平田議員。

12番(平田通男君)

そしたら、1ページ目に提案されています、いわゆる創建サービスはこれを幾らで受けると出してきたんですか。次で合わんとよ、計算が、どげんしたって。だから、38,000千円で受けると言ってるんでしょ。そしたら、何ももうけはないじゃん、こりゃ。だから、それから考えてくると人件費でやりくりする以外ないわけでしょ。そしたら、基山町はどれだけプラスになったんですか、じゃあ。1,000千円になるわけでしょ。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(古賀芳博君)

うちが、提示額からいたしますと1年目で1,029千円が縮減されたということですが、今平田議員言われますように、人件費から削るんかちゅうことですが、これは管理費にいろいろございます。その中で、自分のところでできる項目もあろうし、その点を勘案されてこの額が出たものと思っております。

それから、先ほど重松議員のときに言いましたけど、8,445千円と言いましたけど、それは5カ年間の提示額を言ったわけでございます。

議長(酒井恵明君)

だから、課長、今んとでわかったけど、さっきの1,029千円は1年目の計算、1年目なら1年目だけでいいから。そうしなくちゃ、ごっちゃになるごたる。

平田議員、よろしゅうございますか。平田議員。

12番(平田通男君)

そしたら、町民会館の1年目だけでいいですが、1,029千円だけが町にとってはプラスだと。財政改革につながったという解釈になるんですよね。これは職員1人分もないですね。1人、今人件費幾ら払ってますか。4人が仕事あって、そしてその中の、4人で20,000千円なら20,000千円、ここは10,000千円になってますね、11,000千円使っていたのが、その中の1,000千円だけが町に戻ってくると。少なく支出していいということでしょう。そしたら、今までの業務というのは、極端に言ったら10分の1でしょ。町民会館の管理に関する仕事は10分の1だったと。もっと少ないですね、こら。4人で1,000千円だから。

議長(酒井恵明君)

10,211千円……

12番（平田通男君）続

いや、そうじゃないよ。現実的に業者が請け負って、そしてこの中で町として縮減されたのが1,000千円ですよ。だから、本来ならば、今までは11,000千円使ってたわけでしょ、早く言えば。単純に考えて11,000千円としたら、ちょうど10%でしょ。4人で10%の仕事を管理費として使っていたということですか。ここに上がってる人件費10,210千円というのは、これは町民会館にかかった職員の総経費でしょうもん。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。その辺もちょっと言うてください。

教育学習課長（古賀芳博君）

先ほども言ったつもりですが、私が説明不足でございますが、3人ないし4人おりますけど、その管理あるいは受け付けに対応した分が、例えば1人が1日の中で3分の1、3分の1とか1.2とか、そういうふうな感じで、ほかの仕事もありますから、受け付け業務あるいは会館等の管理関係についての仕事が、4人分じゃなくて、4人の中で4人それぞれが1.1なり1.2なり、そういう仕事した分が10,000千円になるというふうなことでここに上げております。（「全体が幾らなん」「全体は幾らかかっとなん」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

全体ば言うたがよかるうね。（「全体言わなわからん」「全体ば言わなわからん」「わからん」と呼ぶ者あり）教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）続

濟いませぬ。指定管理者の対象人件費は28,261,868円でございますが、この中で全体では、指定管理人件費としては10,071,670円、これは年度ごとでしておりますので、平均をすると先ほど言いました10,211千円ということでございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

それはわかりました。もちろんわかってたわけですが、その中で、あくまでも今回指定管理に移すということは、町にとって財政改革の中で、町民会館に関してはこの数字を示す限り1,000千円ですよ。1,000千円だけが今までよりも支出を減らされたと。管理を移すこと

によって減らされたということになるんですよね。そしたら、町としては、人件費が減ってくるわけですから当然教育委員会の職員を減らすわけですよね。そういう方向性で来るわけでしょ。そしたら、そこの職場の職員を町の本庁のほうに持ってきて、持ってきても町全体では全く関係ないわけですね。財政上、改革にはならなわけでしょ。新採を今度入れないとか、あるいは臨時をもう入れないとか、そういう具体的なものがない限り町全体の財政改革には何にもなっていないんじゃないですか。その辺の見通しを立ててでもやってあるわけでしょ。財政課長、財政課長やろね、こら。そういう考えがあるわけでしょ、当然。あ、総務課長、済いません。

議長（酒井恵明君）

総務課長。答弁させます。

総務課長（大石 実君）

じゃ、私のほうから、済いません。議員もよく御存じだと思いますけれども、指定管理者制度の導入は、財政の縮減、そういったものは当然入っております。そのほかにも、やはり公の施設に対する町民の方のニーズに企業のノウハウを生かすと。よりよいサービスを提供するというのも一つの要素になっております。

それと、先ほどの人事の定員管理の問題でございますけれども、前もいつか言ったと思いますけど、今年度は一応定員管理を見直すという時期に来ております。それで、そういった部分も含めまして、今後定員管理に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

指定管理そのもののノウハウについてはわかるわけですが、あくまでもまず財政ありきですよ。財政改革ありきが1つ。それから、住民のニーズにこたえられるように、いろんな枠を民間に移して、それを拡大して行って住民サービスがしやすいように持っていくことが2番目でしょ。だけど、2番目の住民サービスについては何も変えんて言いよるわけでしょ。規則のとおりいきますと。使用料も使用時間も何も変わりませんと。そして、しかも苦情が来たらうちのほうは知りませんと、極端に言えば。管理会社が責任持つでしょうと。そんな答弁をしとって、何のためにじゃあこれするんですか。そういう使用料とか、あるいは使

用時間とか営業時間とか、そういうのは当然変えていかな何もならんじゃないですか。

議長（酒井恵明君）

平田議員、今の住民サービスの変わるか変わらないかということに対しての答弁をさせます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

住民サービスは、当然私は変わるものと思っております。だから、説明はどういうふうに分かれたかちょっとわかりませんが、変わらんとおかしいです。と思っております。

（「議長、そりゃ答弁調整してくれ。変わってないで、何も。そして、そのままの規則でやるちゅう、さっき答弁したでしょ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

住民サービスは変わらないち言うたっちゃろ。（「規定も変わらん、規則も変わらん、それから使用料も変わらん」と呼ぶ者あり）答弁する。ちょっと休憩しようか。

答弁調整のために暫時休憩します。

～午後 1 時40分 休憩～

～午後 1 時51分 再開～

議長（酒井恵明君）

失礼いたしました。答弁調整で暫時休憩いたしておりましたが、会議を再開し、答弁を求めます。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

本当、再三時間をとって申しわけございません。先ほどの利用時間等でございますが、これは基山町の規則等によって総合体育館なり町民会館なり、この時間は一応決まっておりますけど、臨時に利用時間を変更し、開館もしくは開場することができるというふうな条項がございますので、当然町民会館 8 時半から 10 時までになっておりますけど、そのときに、朝 8 時からしたいということになれば、現在も特別申請ができておりますけど、そういうふうな感じで利用時間をふやしていくことにより使用料をいただくわけでございますので、指定管理者としてはその分が利益になると思っております。だから、済いません、住民サービスにつきましてはそれだけ余計サービスがつくものと思っております。（「議長、ちょっと資料もらって 1 つだけ聞きたいことがあるんですが」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ちょっと、今の関連でいきますので。平田議員。

12番（平田通男君）

3回目ですけれども、いわゆる指定管理制度に移行することによって財政上のプラスが生じるのが約1,000千円と。で、その中で当然人件費等についてはそれだけ減ってくるわけだから、これは町長部局のほうで職員を配置をするわけですから、その配置によって何名か減らすという、教育委員会の職員を減らすという原因はあるだろうと思うんですね。今、確かに役場職員の定数は減ってますよね、定数よりもはるかに。それだけ努力してあることは十分わかるわけですが、その分に充てられるんだろうというふうに推測をします、そこはですね。

そして、これを移すことによって、今ちょっと心配になったのが住民サービスがどうなるかと。これは、もう一番切実な問題だと思うんですね。苦情もここしか出てこないですよ、苦情が上がってくるのも。サービスが低下すれば必ず上がってくる。で、今課長の答弁だと、利用時間等についてはそのときに申し入れがあれば受け付けますよということなんですが、それはあくまでも業者が受け付けるわけでしょ、今度は。そしたら、住民はその都度業者にお問い合わせないかんのですか。そしたら、使用料が高くなるから業者はそれだけもうかっていいんじゃないかというような話だったけども、例えば分館で使うと。きょうは何区の運動会で体育館使わせて、今町民会館じゃけどもね、体育館を使わせてもらいますと。本来ならば9時ですけども7時からあけてもらえませんかという相談に行くのは、業者に行くんですよ、じゃあ。だから、それがずっと入りますかね、業者に。ああ、いいですよ、使用料が1時間上がりますからどんどん使ってくださいと。そんな管理体制になるんですか、本当に。ここはやはりある程度ぴしゃっと話をしとかなないと、必ずここから不満が出てくるんですよ。

そのことが一つと、もう一つ、教育長にお尋ねしますけれども、今教育委員会の管理下の施設を全部、今回図書館を除いては管理委託移すわけですね。そうすればそこに、町民会館で出たと同じように、職員が少なくて済むじゃないかという判断が財政上出てきますね、ぴしゃっと、何百万円なら何百万円。そうすれば、町長部局のほうはその人数を減らすわけでしょ、当然。

議長（酒井恵明君）

教育長部局でしょ。

12番（平田通男君）続

教育委員会。だから、執行部と教育委員会、別組織ですから。しかし、職員をそこに派遣するのは、派遣ちゃおかしいけど、そこに持っていくのは町長部局の人事権がありますから。そしたら、2人なり3人なり減らされて教育委員会はそれで成り立っていくんですか。教育長、どう思われますか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

確かに、現行は町長部局から教育委員会に出向の形でいただいております。で、今回のこういうことになると、当然削減ということはあり得ると思うんですね。そこはまた町長部局と十分に話し合いをして、私どもの希望も述べていきたいと。それが受け入れられる、受け入れられないは別としまして、そういう話し合いはぜひ調整を町長部局とさせていただきたいと、かように思っております。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

今、人員配置それから人件費の問題でございますけども、これはやっぱりまだ配置は流動的で、これから考えていかなきゃいかんという段階でございます。とりあえずは、今空席といますか、人員が欠員のところもございすもんですから、そういうところに、あるいはまた、これはうかつなことは言えませんが、今度給食というようなこともございすから、そういうところにもいかがかなというふうには考えております。しかしながら、そういうことでございすから、現時点では絶対的には人件費削減ということには結びつかないかもわかりませんが、これは将来を見ればやはりその方向に行くものだと、持っていききたいというふうに考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

片山議員、先ほど挙手がありました。

5番（片山一儀君）

ちょっと、また議長に怒られるかもわかんないんですが、今いただいた資料を拝見する、これは町民会館も関係あるんですが、今いただいた資料の最後のページに単位が入ってない、こういう不完全な資料を提出いただいております。

それで、この資料で2つだけ。一つは、体育館と町民会館を一緒にする案はなかったのかと、こういう質問を前回したんです。そしたら、教育長は、偶然両方があることはあるよと。まさに今回偶然なんですね。ところが、偶然は、偶然というよりも、当初から1つであればもっと人件費は安く済むわけですね。2つの管理者を1人にすりゃいい。例えば、課長を、指定管理者の長を1人にすればいい。今回の答申は2人になってますね、組織が、創建の。それぞれが別になってる。その両方の比較が、これからやられるのかもわからない、交渉してですね。やられるのかもわからないけども、そこらあたりがきちっと出てこないといけないうし、この施設の、体育館施設の中に、ごまかしがあると言ったらちょっと言葉悪いかもわからないけど、小学校、校長が管理してるとこまで入ってるような気がしますが、これは創建から出てる資料にですね。要するに、小学校、中学校等の使用、規則を守るということはその体育館等までやるということなんですね。要するに、これは、体育館は本来学校長の管理下にあるべきですね。総合体育館とは違って直営じゃないわけですよ。そこまで創建サービスの中に入ってきてる。（「夜間、夜間」と呼ぶ者あり）夜間になってますね、警備とかなんか入ってますけども、そういうところは説明になってませんし、どうなってるのかなと。

で、もともと、私16日にレクチャーに行くんですけども、指定管理者ってのは要するに小さなスモールガバメントっていうことから始まったんですよ。小さな行政をつくるということから始まったんです。その中で、財政のことが今出てきてます、財政のこともありますが、もっと大事なことは行政をスリム化して効率化することですよ、これが基本なんです。それによって人員も減っていくから財政も安くなりますし、管理料も安くなるかもしれない、財政には絡まってきますが。で、2つ目は、住民サービスがいかにか、皆さんが、住民の方がやることによって住民サービスが満足できるものをつくるというのが趣旨なんですよ。そこあたりが全然出てきてないんです、資料の中にはですね。また後で、文教に委託になってありますからあれですけども、そこあたりをしっかりと考えていただかないと、これは非常に大きな問題だと思いますね。

以上、質問というか、これ次のことがあってお願いだけですけども。

議長（酒井恵明君）

ありがとうございました。御意見で承っておきます。

先ほど片山議員からありました単位、一言課長のほうから述べてください、わかっちゃお

るけど。資料の、上限額の積算書がありましょ。その中の単位。3枚目の管理料の集計。

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

本当、申しわけございません。今後このようなことがないように注意します。

議長（酒井恵明君）

で。

教育学習課長（古賀芳博君）続

単位、千円でございます。

議長（酒井恵明君）

申しわけございません。千円と記入お願いします。松石議員。

10番（松石信男君）

契約書がどうなるかちょっとわかりませんが、5年契約ですよ。で、私がるる質問しているのは、どなたも、どの議員もそうだと思うんですが、町民会館の条例第1条に書いてあるように、地域社会の文化の向上と福祉の増進を目的として設置すると書いてある。ですから、そういう意味で町民へのサービス向上になるのかどうかだという部分で、その点で民間会社の参入、利益追求が優先される民間会社の参入で公平、公正な運営が担保されるのかという部分と、町民、利用者の声が届きにくくなるんじゃないか、さっき苦情の問題とかいろいろ言いました。その辺が非常に私が判断する上では大きな判断なわけで、いろいろお聞きしたわけですが。それで、5年間ですが、これがもし途中で倒産したと、創建がね。今の時代どうなるかわかりません、幾ら契約結んどっても。この場合はどうなるんですか。もとに戻るんですか。そんなときにまた新たに募集かけるんですか。そういうことあってはならないけど、今の時代わかりません。そこははっきり言ってください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

本当、そういうことがないように祈っておりますが、もしそういうこと、最悪な場合そういうことになれば、最初のように町ですか、またすぐ再度募集をしていくか、そういうとはそのときにまた協議をしていかなければならないと思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっとサービス業、肝心なことを確認ときますが、例えば指定管理料で、今、規則上、条例も変えなくても、例えば開館日とか開館時間とかを場合によっては変更できるというふうにお伺いしましたが、そういう変更も含めてこの指定管理料になつるとということですね。例えば体育館、今月曜休館で、基準書は月曜休館のままになつるとし、基準書は平日受け付けのみと。ただ、一応変えられますということを書いてますけども、例えば月曜休館を全部やめますとか、土日受け付けをしますという場合に、まさかと思えますけど指定管理料が上がるということではないですね。そのことだけ確認ときます。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今、受け付け等を土日になって指定管理料が上がるかということですけど、それは上がりません。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）

松石議員の質問にも関係するんですが、今町民会館の場合、町の委託料の上限は39,029千円ということでございまして、創建サービスはそれに対して38,000千円で受注すると。で、経費の縮減額は1,029千円というわけでございますけれども、これまでの支出からして、民間サービスでありながら1,029千円のマイナスをし、なおかつ利益を出していかなければ、民間企業ですから成り立っていかないと思うんですけども、そのことは別にしまして、仮に創建さんがギブアップした場合、契約書なり何らかの中にそういった違約に対する条項というのは含まれるかどうか。その1点だけを確認させてください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。契約条項の中に触れとるかどうかちゅうの。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この議会で承認をいただければ、その後契約等していきたいと思しますので、その折に入れていきたいと思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

この資料で基本的にちょっと、どちらが本当かと思えますけど、創建サービスさんは600名の従業員を抱えてありますよね。で、次の資料の我が社の概要と特徴については社員数750名（正社員200名）で書いてますけど、どっちが合ってるのかと、それと2ページの、今までが使用料というか、小さなことなんですけど、町民会館の使用料って書いてますけど利用料になると思うんですよね、使用料じゃなくて、2ページ目。それと3ページ目も、これは利用料のことなんですけど、この利用料と使用料の区分けを正確にさせていただきたいということ、もう一つ、毎年38,000千円からの指定管理料をもし払うとすれば、これが5年間ですよね。5年間でそれだけ、5年間で40,000千円として2億円ぐらいのお金を基山町の一般財源から担保、持っとかなくちゃだめですよね。それについて債務負担行為が必要と思えますけど、その考えは次の議会かなんかに出る予定でしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず、会社の概要の従業員数でございますが、当初私たちが調べたものについては600名ということで調べておりましたけど、ここはちょっと再度確認を、750と600、150名の違いがございますが、再度ちょっと問い合わせをしたいと思えますので、後で返事をさせていただきます。600人と750人の違いでしょ。そいけん、ちょっと調べさせていただきたいと思えます。（「インターネットでは600」と呼ぶ者あり）インターネット600名でございます。（「おたくでつくったやつ、700、手書きになっとる」と呼ぶ者あり）手書き。（「向こうが出したのは750ち出てるから」と呼ぶ者あり）ちょっとそこんにきあれですけど、ちょっと確認をしたいと思えます。

それから、先ほど言われました債務負担行為の件でございますが、指定管理者の指定管理料につきましては現在手続を行っておりませんが、よその市町村の状況をしてみますと、債務負担行為を行っている市町もあり、債務負担行為をしていないところもあります。一般的に、複数年度にわたる契約については債務負担行為を起こすようになっておりますので、この件につきましては県のほうにも一応調査をさせていただき、今後調べていきたいと思いま

す。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これは、本を見ても、それだけ町民が債務を、5年間にわたって契約するなら負担する義務があるわけですよね。それを町民に対して2億円負担しますという議決が当然私は必要と思いますし、あらゆるほう見ても債務負担行為は必要であると。その費用額ちゅうのは、利用料金、収入は引いた残りをですね。そういうふうになっておりますようでございますので、私はそれだけの債務負担行為は、総務課長にその辺の見解を。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

議員おっしゃるように、長期間すれば当然債務負担行為を起さなくてははいけません。ただ、単年度協定をしていけば年度年度になると思っております。ただ、協定の仕方が基本協定と年度協定と両方ありますので、それをどちらにするかちゅうのはちょっと私もまだわかりませんので、それによって変わってくると思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そういう考えもあると思えますけど、結局毎年しても5年間はするんでしょうが、毎年毎年の。で、5年間しますから、当然5年間の債務負担行為は必要であり、ですよ。その辺ははっきりしてくださいよ、そういう。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

それはそのとおりでございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。原議員。

11番（原 三夫君）

第57号議案についてですけど……

議長（酒井恵明君）

第56号。

11番（原 三夫君）続

済いません。第56号議案ですけど、指定についての指定者の議会の議決を求めるということで、私もちょっと勘違いをしとったかなあとっておるんですけど、説明の仕方も執行部も非常に悪いと。そこでみんなが迷ってしまったという点があったとおっておりますけど、二、三、お尋ねしたいんですが、指定管理者の指定がここでなされたと仮定して、今のところは5年間で、決まっておるのがB団体、名前ここ書いてないんですが186,700千円と、5年ですね。ここが一番安かったと。あとは195,145千円と190,000千円と、これが186,700千円と。で、B団体ということになっておりますけど、これは、今度の議決の第56号議案は指定者のどこがやるかという指定の問題だけであって、この後に、そしたら今一応5年間で186,700千円と。186,700千円、これでいこうとおるんですが、今お話をいろいろ質問の中から、同僚議員の質問の中で執行部の方答えられておりますけど、後藤議員の今質問に対しましても担当課長は、例えば開館、閉館時間が変わったとしても、例えばいろんな内容が事務的に変わったとしても、この金額は変わらないと思いますと、そういうふうに御答弁なされておりますけど、そんなことは私はないと思うんですよね。そういうことはないだろうと、決して。だから、この金額は5年間で186,700千円が保証できないと、はっきり言ってですね。

だから、本当の意味から、指定管理者の目的からいったときには、私は今回の問題については、何を指定管理者制度に住民が一番期待をかけてるかというのは、やっぱり使いやすい町民会館であり体育館であるわけですよ。で、午前中も私申し上げましたけど、非常に使い勝手が時間的にも悪いから要望が多いわけですよ。しかし、なかなか今まで行政もそれに応じてくれなかったと、時間的にも。今回もそういうことで全然今んところは変えるつもりはないようでございますけど、だからといって人件費が浮いたわけでも何もない。コストは二の次としても、要は指定管理者制度はこうでしょ。経費削減は第2としても、今までの行政の対応では住民のいろんなニーズには対応できない、処置をし切れないから民間のノウハウを持ってきて、そして住民サービスを向上させようと。こういうのが指定管理者の制度の目的でございます。それから比べると、今回のこういう問題は非常にこれは適合してないと、

これに。私はそう考えるわけですよ。

だから、今後の問題として、詳細についての内容は業者と協議があろうかと思います。時間は今までの時間と違った時間を組んだり、いろんなものが、申し込みについてはどうだとか、わざわざあそこまで行かないかとか、いろんな問題がいっぱい、住民の使いやすいためにすることは多いと思います。そういうことも含めたものに契約なすためには、この5年間でどの金額で本当にできるかどうかの問題ですよ。これが上がるとすれば何もならない。一体何のために指定管理者制度に移行するのかと、こういうことになると私は思うんですね。だから、そういうことがないように、私は今後、本当に住民の側に立った制度の見直しをこの際やっていただきたいと思っております。

以上でございます。それについてちょっとお答えをください、そういうことをやりますということ。住民の使い勝手のよい制度に変えていきますと、この際。よろしく願います。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

おっしゃるとおりでございます。指定管理者にした暁にサービスの低下などがありましては、何のための指定管理者制度かと。こういう形が一応出ましたので、これに沿って一生懸命努力をさせていきたいと。それについては、折を見ながら協議をする場合も出てくるだろうと思いますが、絶対に住民のサービス低下が起こらないように努力をしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。品川議員。

6番（品川義則君）

年間約38,000千円の委託料を払って管理していただくわけですけども、その間でまた町の財産を使って、エレベーターとか財産を使ってするわけですけども、定期的な収支報告、そういうのを求められるのか、また運営がきちんに行われてるか、運営とそれから維持管理、そういうものが点検をされてるのか、そういった会議を持たれるのか。それと、利用する住民の声をどうやって引き上げていくかという制度を、チェック機能をつくられるのか。それから、出した委託料と内容の監査をされるのか。この3点をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

いずれも、この後契約時にはそういうことも勘案しながら、課内のほうでまずそういうことを調整、研究をしながら、それを生かしていきたいと思います。

それからまた、チェック機能につきましては、こっちの業者のほうからアンケートをとりながら既にチェックをするということもありますので、それは評価できると思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。林議員。

8番（林 博文君）

午前中からずっと聞いてみますと、私は創建サービスはよく指定管理者を受けるあれをとったなというふうに思うわけです。というのが、なかなか条例では縛られる、また役場のほうからでは、会館業務に対しては企画、立案については町のほうがするというようなことになれば、先ほど水道光熱費とかそういうようなことの、このB案の中でも出ておるように、確かに38,000千円からスタートするわけですが、要は、私は二、三年でこれはもう本当に、あ、これじゃやっていけないなというような段階が出てきはしないかなというのがちょっと心配です。

というのが、先ほど言う、いつも言われているように、業者はもうからなくてはやっぱり受けないわけですよ。それになると、ほかの方面でイベントをやっぱり相当企画していかないと会館業務ちゅうのは成り立たん、会社も成り立っていかない、倒産していくというようなことで、今後指定管理者がこういうふうな形で移行がされるようになれば、町としてはやっぱり条例を変えたり、サービス業として時間の延長なり、そういうのを十分ある程度広げただ中でやっていかなければ、これは会社は受けないですよ。そういうのを十分頭に思っていて、今度は進めていただきたいというふうに思っております。だから、相当3月議会のほうでいろんな内容がまた出てくるんじゃないかと思いますが、契約の内容についてはですね。そういうのを勘案して今後進めていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

この選定に立ち会わせていただいておりますが、創建サービスは既に管理面に関してはかなりの実績を積んでいて、プレゼンテーションでも非常に心に参りました。それから、あとはもう残されてるのはサービスかなと。このサービスにどれだけ力を入れきるだろうかということがちょっと論点になりましたんですが、プレゼンテーションの中身を聞いておりましても非常に誠実味を受けましたし、やってくれるんじゃないかなという気はしております。だけど、議員おっしゃりますように、今おっしゃったことは契約までの間にいろいろまた研究をして、それを盛り込んでいきたいと、かように思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

済いません。これ最後です、済いません。3問した。昼から……

議長（酒井恵明君）

はい。速やかにやってください。特別に許可します。もうあとは許可しません。

10番（松石信男君）続

はい、済んません。社員の配置が5人ということで、3人と2人ということでなっておりますが、これちょっと要望として、基山町民からも募集されるというふうな話も聞きましたので少し安心したんですが、これ要望として、少なくとも受け付け業務のところ、これやっぱり町民の人を配置して、基山町民の人を。これは、やっぱり親しみちゅうか、あれも違うと思いますので、いろんな意味で。だから、これはぜひとも会社のほうにですね。そうすると、やはり正規社員というふうに要望したいと思いますので、特に窓口ちゅうか、いろいろ受け付けるちゅうか、ああいうところは基山町民ということを要望してほしいなという、これは私要望だけにとどめときます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第56号議案の質疑を終わります。

日程第6 第57号議案

議長（酒井恵明君）

日程第6．第57号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。池田議員。

13番（池田 実君）

以前、一般質問でも言ったことがあるんですが、体育施設の空き状況、予約状況をインターネットでできないかというようなことを申し上げたことがございます。既にやられてる町村もございませけれども、そのときは前納金の問題とかいろいろあって、それから電話との絡みもあってできないということでございましたけれども、今回こういうふうに委託、指定管理者に変わります、基山町のホームページが使いなくなるんじゃないかと思うんですが、そういったことのサービスは可能になるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今、インターネットの申し込み等でございますが、これは以前から話をしておりましたように、利用申し込みと同時に使用料を払うようになっております。それで、そういうことがなかなかできないということで、現在は予約状況はインターネットで報告、流しておりますけど、申し込み等については、今後の協議になりますけど従来どおりでいくものと思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）

確かに、申し込み状況ちゅうんですか、施設の空き状況というんですかね、逆に言ったら埋まってる状況ちゅうのはわかるんですけども、実際に体育施設を使われる方ちゅうのは、やはりサラリーマンの方が多いんですよ。もう土日は申し込みはきかないわけですよ。だから、平日しかできない。そうなってくると、どうしても使用に制約があるというか、不便を感じてるということで、例えば銀行口座を指定してそこで引き落とし的な形にすれば、私はインターネットであってもできるんじゃないかというような気がするんですけども、そういったことを今回の指定業者さんに要求できんですかね。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

申し込みについては、先ほどから言っておりますように、現在月曜から金曜の5時までですが、先ほどから住民サービスの向上ということで、当然土曜、日曜、晚、申し込みができると思います。それで、今池田議員言われましたように、会社で調べてあいてるとわかれば、会社帰りに9時でも来れたら申し込みはできるので、その点はサービスが向上するものと思っております。

議長（酒井恵明君）

いいですか。ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

私は、基本的には指定管理者制度、問題があるなというふうにはずっと思っておるわけですが、平成15年から指定管理者制度が施行されて5年という中で、これ全国的にもいろんな見直し、いろんな問題が発生するということで見直しがされてるんだろうと。今回、特に体育施設については指定管理者で応募されたのが1社と、1団体と。先ほどの町民会館は3団体ありましたので比較対照できたと思いますね、3団体の中では。今回は1団体ということで、選定手続の透明性の確保が大事ということが言われておりまして、これ平成19年1月31日付の自治行政局の通知がありますけど、その中身見れば、指定管理者の選定や手続については透明性の高い手続が求められることから、指定管理者の指定の申請に当たっては複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示等を行うことに努めるというふうにあると思うんですね。早い話が1社ではだめなんですよと。最低複数ですね、2社以上。で、募集があって、そこで申請を受け付けてしていくと。今回1社ですので、私は必ずしも今回民間団体に指定管理者を任せなくても、応募のやり直しと。今回については、入札だったら入札不調というのはよくあることですよ。また、入札のやり直しというのはあります。今回の場合については、これ応募の不調と、やり直しということで私はするべきだろうと思うんですね。この点について御意見をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

当初は体育館のほうも3社ほどあったんですが、途中で辞退ということになったわけです。

それで、最後に残りましたのが言ってみればこの創建でございましたし、町民会館と体育館の両方を同一の会社で見るということも効率的な部分はあるんじゃないかなということは、大きなこれを採用した理由にもなります。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

当初3社あったけども。2社の方が最終的にどういう理由で辞退されたのかというのはわかりませんが、創建にすれば2カ所とりたいと、最初から、両方、両施設。そして、2カ所とれば当然いろんな面を含めて効率的にできるちゅうのは、これはだれが考えてもわかることですので。それがあって今回の金額等も弾かれて、いろんな分の書類なんかの作成も、案外似通ってますのでされてるんだろうと思うんですね。しかし、基山町とすれば、あくまでもやっぱり幾つか複数団体応募してもらって、その中でやっぱり企画のよりいいところに結局任せるといいですか、してもらおうというのが基本的な立場だったら、今回は不調だったと、もう一回またとり直しますよと、私はこれでもいいと思うんですね。そして、今回辞退されたところの、どういうことで辞退されたのかという意見も聞いて、上限金額の問題もありましょうし、もう少し自由にさせてもらいたいとかという部分、いろんな部分の意見があったらと思うんですね。その部分を聞いてもう一回し直しても、別に何にも不都合はないだろうと思うんですね。必ずしも来年の4月1日からしなければならぬという根拠は、私はないと思うんですね。だから、この辺の配慮というのがされてもいいんだろうと思いますけども、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

おっしゃるとおりかもしれませんが、そこは私からはちょっと答え切れません。じきじきに担当した者の意見等もあわせて答えたいと思いますが。

議長（酒井恵明君）

教育長、今の最後の言葉はわからなかったんだけど。

教育長（松隈亞旗人君）続

私からは正確に答え切れませんということです。

議長（酒井恵明君）

で、答えるのはどこと言った。

教育長（松隈亞旗人君）続

だから、担当者と話し合っただけです。

議長（酒井恵明君）

担当者は教育課長。

教育長（松隈亞旗人君）続

いや、参事がおるけんね。あんたが答え切る。ちょっと難しいかな。

議長（酒井恵明君）

教育長が答えられんならば担当者は、答えられる。ちょっと私は。

教育長（松隈亞旗人君）続

参事がじかに当たってますので。なら、今ちょっといいですか、調整。

議長（酒井恵明君）

調整なさるんですか、答弁できるかできないか。

教育長（松隈亞旗人君）続

答弁必要でございますか。（「ぜひ」と呼ぶ者あり）ほんなら、ちょっと下さい、時間を。

議長（酒井恵明君）

じゃ、答弁のため暫時休憩いたします。速やかに調整してください。

～午後2時34分 休憩～

～午後2時42分 再開～

議長（酒井恵明君）

答弁調整のために暫時休憩いたしておりましたが、会議を再開し、教育長の答弁を求めます。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

今回、応募が1社ではございましたが、私どもが決めております選定基準に達しておりますので、町民会館同様基準をクリアしたということで選定をいたしております。基準をクリアしとれば1社でもいいと、私どもはそうのように考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

確かに1社でもいいというのがありますけども、先ほど言いましたように、いろんな問題ある中で、やっぱり複数の申請者をとるようにしなければならないというのも片方あるわけですので、今から先また指定管理者、いろんな面活用される場合もあるだろうというふうに思うんですね。また5年たてば見直しと。今既にされているところがあと2年ぐらいで見直しの時期にも来るだろうというふうにも思いますので、ぜひそのときにはしていただきたいというのが一点と、それからこれ前の関係に、町民会館の関係もあるんですけども、出されております、ちょっと済みません、これ会社のほうから出された部分ですね。協力会社の一覧表というのが入ってなかったですか。今回の分、両方ともこれ創建サービスですので、創建サービスさんが出された資料の中に協力会社の一覧表というのがありませんでしたかということ質問してますけども。

これ3回目ですので、なぜ私これ聞くかといえば、先ほどいろいろありましたけども、やっぱり地元の業者を使っていたきたいというのが私は大前提でなければならないと思うんですね。そうすると、じゃあいろんな今までしてきた部分、管理委託されてきた部分、今回全部今度指定管理者になられた創建サービスが、今から先、自分が今度入札をしてさせたり協力会社にさせたりできる部分があるだろうと思うんですね。その中に地元業者が入れるようにやっぱり町のほうとしても、お願いじゃないんですけども、するべきだと。そのためには、協力会社の中に最初に地元業者を必ず入れてくれと。特に、今までかかわっている人たちについては引き続き入れてくれというのがなからんと、やっぱりサービスだけじゃなくてこういう地元の雇用を含めてしていかなきゃならないと思いますけども、そういうところで一覧表が提出されてるのかということ聞いてますけども。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

結論からいいますと一覧表は出ておりませんが、言葉の中で地元の雇用をすると。これははっきり申しています、例えば受け付け業務等々で。

議長（酒井恵明君）

先ほどの鳥飼議員の質問の中で取り残ししてました、創建サービスの従業員の600名か750名かどちらが正しいかということについての答弁を求めます。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

先ほど、会社の概要として渡しました資料に従業員600名と書いて、後から出た分に750という数字が出ておりますが、どうして違うかということでございます。これは、私がインターネットでとった関係もございまして、更新前が600ということで、申しわけございません、750名が本当でございます。

議長（酒井恵明君）

750が正解、本当ということですね。そのように御理解ください。

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

よか。

議長（酒井恵明君）

よか。大山議員。

9番（大山軍太君）

1点だけ。総合体育館それから町営球場あたりの駐車場も指定管理者制度に入るわけでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

これは、募集要項に書いてありますとおり、総合体育館、運動場、町営球場ということで駐車場は入っておりません。

議長（酒井恵明君）

入ってないということ。

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

ちょっと今の、いいですか、それで。入ってないでいい。

議長（酒井恵明君）

いや、入ってないで答弁するなれば。何か大山議員ありますか、それについて。

9番（大山軍太君）

いや、ないで言われるけん。（「あんた返されんもんね」「あるちゅうたら住民サービス

が大分安くなる」「いや、附属施設やろうもん、違うと。入るよ」「そればせんと利用されんちゃけん」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

課長、間違いはないですか。どこ。ちょっと読んで。人間は考え違いもありますので、御寛容に。教育学習課長。

教育学習課長(古賀芳博君)

今、大山議員の質問に対して間違っただけで答えておりました。訂正させていただきます。

町営球場と町営テニスのほうは駐車場は、便所も入っておりますが、多目的運動公園につきましては公園内だけで駐車場は入っておりません。失礼しました。

議長(酒井恵明君)

大山議員。

9番(大山軍太君)

ということになりますと、いずれ駐車料金を取られることもあるということでしょうか。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(古賀芳博君)

駐車料を取るかということでございますが、附属設備ということで駐車料を取るつもりはございません。

議長(酒井恵明君)

じゃ、業者と詰める場合は、その点も十分含めて協定してください。平田議員。

12番(平田通男君)

あくまでも確認ですが、きょうここに議案が提案されて私どもが審議をした結果、創建サービスのこの業者でよろしいということが出るとしますよね。まだ今から委員会に付託されますから、委員会で審議をしてどうなるかわかりませんが、もし出るとしたら、今回の指定管理に移行したこの施設に関する案件というのはもう議会には出てこないわけでしょ。あとは協定書だけでしょ。出てこんですよ、ここで。金額も何も出てこないですね、議会にかける必要ないんだから。だから、それで委員会に、私どもに付託されても、なかなかこれはもう難しいですよ。これだけ論議ばらばらになって、受け答えもあいまいなところも幾つでもあるし。ただ、それは私どもの判断ですから今後協議させてもらいますけれども、出てこ

ないということだけ確認してください。いいですか。議会には出てきませんね、どこにもこれは。もう予算で出てくるだけですか。

議長（酒井恵明君）

答弁させます。どちらか。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今、金額面でございますが、予算上で指定管理料ということで、当然予算上は上がってまいります。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。平田議員。

12番（平田通男君）

そうすると、具体的に、さっきから問題になってますように、住民サービスを広げ、そしてできるだけ町民の方が使いやすいような状況に持っていくためには、条例の改正をしたり、あるいは規則の改正をしたりしなくちゃいけないと思いますが、それも出てこないですかね。それは3月に出されますか。出さんでもいいわけでしょ、これは、規則だから。そうすれば、あなた方を信用する以外ないわけですね、極端に言ったら、出てこないんだから。出てこんとは限らんですね、条例そのものを変えれば出ますけど。大抵、しかし運用については全部規則でしょうが。そしたら、あと我々が問いただすとすれば、また一般質問で出す以外ないですね。予算審議にも出てこないですね、ほとんど出てこない。

議長（酒井恵明君）

いや、出てくるよ。3月予算で出てくる。

12番（平田通男君）続

はい、わかりました。出てこないということだけ確認しときます。

議長（酒井恵明君）

よかろう、答弁せんちゃ。出てこなくて答弁したね。もう一度はっきり、その辺ば。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

条例等の変更があれば、当然議会のほうに承認を得るために変更等については出させていたきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第57号議案の質疑を終わります。

日程第7 第58号議案

議長（酒井恵明君）

日程第7 第58号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これは、電算センターを廃止するというこのようでございます。もう長年鳥栖広域市町村圏電算センターありまして、その廃止するというこのことで、建物自体も鳥栖市から借りてあったと思いますけど、で、するというこのことですが、この理由、オープン化に伴うということ聞いておりますけど、この理由についてももう一度お願いしたいと思います。

それと、私が毎回質問させていただいておりますけど、この提案理由、提案理由町長読んでいただいておりますけど、どういうこと書いてあるかわかりますでしょうか。これは、地方自治法第286条に、市町村議会の規約変更するときは市町村議会の議決を必要とするという条文をそのまま書いてありますよね。提案理由ですから、今まで広域市町村圏で一部事務組合でやっていた電算センターの業務を今回廃止するというのが提案理由の説明でなければならぬと思うんですよ。だから、この提案理由はただ地方自治法286条に書いてあるのをそのまま書いてあるだけと。町長、こういう提案理由で議会に対する町長としての条例提案はどういうふうに思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

いわゆる基本的な理由といたしましては、この条例といいますか、地方自治法の290条の規定によりということでございますけども、本当の内容ということになれば、やはりその辺のところの理由もつけるべきかというふうには思います。説明は課長からはいたしたはずでございますけども、それを提案理由の中に入れるべきかどうかというようなことはまた検討したいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

提案理由に書いておりませんが、町長の提案の説明の中で申し上げましたように、平成21年4月1日より、鳥栖地区広域市町村圏によりまず共同処理しておりました電算業務が、アウトソーシング並びに電算のオープン化システムの導入によりまして、今回電算業務の管理しておりました施設を使用しなくなったということで、今回その部分については、ほとんど鳥栖市が出しておまして、基山町は55年から、中途から出ておりますので、基山町が施設に投入した額はないということで、施設の売却等も鳥栖市にやるということで御提案させていただきます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第58号議案の質疑を終わります。

日程第8 第59号議案

議長（酒井恵明君）

日程第8 第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。（「議長」と呼ぶ者あり）待ってください。

議案書の13ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正について。ございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

いつも鳥飼議員だけに言われるのは申しわけないと思って。これにも提案理由がないんですよね。私、町長は提案理由とおっしゃったけど、提案理由は口頭でおっしゃるんですが、たしか議案を出すときには提案理由をつけることになってる。提案の根拠じゃないんですよ。きのう、きのうですかね、一般質問で申し上げたように、予算を編成するにあつての考え方がないんです。だから提案理由が出てこないんですよ。やっぱり、ここらあたりね、議長から私よく言葉を注意しろとおっしゃるんですが、公務員というのは言葉で勝負してる、文章で勝負するんですよ。ですから、地方公務員は23年勤務してれば行政士法で届け出だけで行

政書士になる資格を持ってるんですよ。そりゃ言葉は大事だが、提案根拠だったらわかりますよ。提案根拠も書いてないし、提案理由も書いてない。まさに小野企画政策課長がおっしゃってる口頭でしゃべられるものが提案理由なんですよ。それをきちっと書いていただかないと、説明にも何にもなってないということだけを申し上げておきたいと思います。これから、やっぱり予算のつくり方を考えてやると提案理由が出てくるはずですよ。よろしく願いいたします、後は。

議長（酒井恵明君）

今の片山議員の御意見、それこそお聞きしとくだけですか、どんな。何かありますか。はい。総務課長。

総務課長（大石 実君）

その件でございますけれども、町長も言いましたように、今回の理由と申しますか、根拠と申しますか、そういったものは175,570千円の追加をするということが今度の補正でございますので、それをもって私はいいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

それは変更事項であって、その変更した理由が理由なんですよ。それは理由にならないですよ。これからこれに変えたっていう事実だけじゃないですか。事実になぜ変えたかっていうのが理由なんですよ。そういう認識であつたら全然おかしいと思います。だから提案理由が出てこないんです。終わります。答弁要りません。

議長（酒井恵明君）

次進みます。事項別明細書に入りますが、3ページをお開きください。いいですか。

歳入、8款3項1目です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款1項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款2項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款2項2目、3目、4目、8目。11ページ全体です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款3項1目、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

15款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

16款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款 1項 2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款 2項 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

18款 1項 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

19款 4項 4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

同じく19款 5項 3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。2款 1項 1目、2目、3目まで。20ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、21ページ、同じく2款 1項 5目、6目、8目、9目。重松議員。ページを言ってください。

2番（重松一徳君）

21ページ、5目の17節、公有財産購入費についてですけども、説明では、これ全員協議会の中でも出されました、2,204.4㎡のグリーンパーク下の用地を今回購入すると。で、そこにサガン鳥栖の宿舍を建てると。私、それ自体に対しては大変賛成です。一般質問でも言いましたように、サガン鳥栖の応援も基山は今後していく立場ではというのはあります。ただ、この購入について質問いたしますけども、これは土地開発基金が持っている土地を、今度購入した分を基山が購入するというですね。

で、購入する、この金額の根拠が、説明では平成7年4月に基金で購入と。その購入金額

が43,867千円と。それに利子と、あといわゆる維持管理がついて最終的に55,438千円というふうに言われましたけども……

4千円ですね。そうすると、町が購入する金額の根拠は何ですか。今言われたのは売り手のほうの根拠ですね。売り手のほうの根拠。町が購入する金額の根拠は何ですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今、根拠とおっしゃいましたけれども、土地開発基金でこれは購入されております。その購入が43,867千円ですね。と、先ほどおっしゃったように利子が10,996,750円、それから投資が維持管理費で569,800円ということで55,433,550円、この金額が根拠となっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

だから、これは平成7年4月のときに基金で購入したときなんですね。について、それに利子とか部分を加えた部分でしょ。だから、今回町がまたこれを買戻したい形でしょ。だから、今度は町が買うほうで、売るほうの立場と買うほうの立場と分ければ、これ……いや、では回りの宅地なり雑種地なりと比較して、これが正当な金額かと。で、私はこれが正当な金額、 m^2 あたりにすれば25千円くらいですので、これが高いか安いかわかりませんが、この根拠もしてもらわないと、最初購入した金額にいろいろ上積みして、今度は町に、ちゅうか、また購入するという話には私はならんじゃないかなというふうに思いますけども。

議長（酒井恵明君）

システムを説明せなね。総務課長。

総務課長（大石 実君）

今、申しましたように、土地開発基金というのは町で持ってる基金でございますね。それを、買ったものを町が今度は買戻すといいますが、そういう方法でございますので、そういった利子と管理費がかかってる部分につきましては、どうしても含んだところで買戻さな

いといけないと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

土地開発基金で持ってるちゅう、これ独立採算じゃないんですか、別々じゃ。違うと。一緒。

特別会計、だから特別会計でしょ。財布が別でしょ。うん。基金であっても、これ財布は別でしょ。だから、今回買い戻すんじゃないですか。そのまま、じゃあ購入しなくてそのままじゃありースで貸せちゅうわけにはいかないんですか。済いません、ちょっと私この辺を勘違いしてるかもしれませんので、もう一回説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

御理解いただけるかどうかわかりませんが、基山町の当初財政的に一般会計で買えば一番よかったんだと思っております。ただ、いろいろ財政状況とかありまして、土地開発基金を利用してこの土地を買われたんだらうと推測されます、平成7年にですね。だから、どんな言ったらいいですかね、基金ですけども基山町と基山町、営利目的等はないわけですよ。だから、そういったそこにかかった取得金額と利息と管理ですか、それにかかった分についてはそっくり買い戻して、また基金のほうにそんだけ戻すちゅうたらおかしいですけど、相殺ゼロといいますか、そういうぐあいに御理解いただければと思っております。

議長（酒井恵明君）

次進みます。2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款5項2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目、2目、5目まで行きます。26ページまで。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ進みます。3款2項1目、2目、3目、4目。28ページまで。原議員。

11番（原 三夫君）

27ページですね。3款2項1目の19節ですが、病後児保育事業負担金が132千円となったりしますけど、病後児保育が鳥栖のほうの、何ですか、向こうと一緒に基山町が依頼してできるようになりましたけど、基山町と一緒に向こうに見てもらおうようになってその後の状況ですかね、何名、幾らか向こうに依頼されたんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

現行分ですかね。予算書では4名基山のほうからお願いしておりましたけれども、現在2名の利用がっております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）

同じ20節の扶助費ですけども、たんぼぼ保育園運営費、人員増ということでございましたけれども、これ何人の増でしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

予算上の計算では、93名分ちょっと予算化をしておりました。定員は90名ですけども、予算は93名当初しておりましたけども、121名にふえております。で、この121名は常時121名おられるということじゃなくて、途中で変わられたり出ていかれたりということも含めての121名ということでございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。品川議員。

6番（品川義則君）

同じ項目ですが、たんぽぽ保育園の運営費ですけど、これ財源ですね、国と県と町は幾らずつ出てるかお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

国が2分の1、県が残りの半分の4分の1になります。と、町が4分の1ということで補助事業として行っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

同じく27ページの3款2項2目、これの11節、これで修繕料として食器消毒保管庫が上がっておりますね、1,456千円で。これは修繕料と書いてあるんですけど、修繕じゃなくて新しく買われたとっておりますけど、そうですかね。これ何台買われたんですか、何台。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

この修繕料につきましては、ちょっと次のページになりますが、その他の手数料の中で289千円お願いしております。で、新たに購入するものではなくて、今度基山小学校のほうで共同調理場をされます。その今まで使ってあった給食室用の食器消毒保管庫、それと冷凍保管庫を保育園のほうに利用するというので、それを移転させるため、設置するためが次のページの289千円、手数料がかかります。それと、その機械を動かすために今の給食室の電力では足りないということで、動力をまた保育園の南側にあります電気の設備から電柱を介して引っ張ってこなければならぬという工事が必要です。で、その分の電気の配線の修繕ということで1,456千円お願いしてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

7節の賃金ですね。放課後児童対策事業の臨時雇い賃金629千円ですが、これは指導員さんの賃金だと思うんですが、当初予算で当然組んであって、時給当たり幾らというふうになってると思うんですね。なぜここで補正をしなくてはならないのか、説明をしていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

これにつきましては9月の時点でも1度補正をさせていただいておりますが、指導員さんの臨時雇い賃金の増加になっております。といいますのは、9月の時点でも説明はさせていただいたというふうに思いますけれども、子供さんが学童保育におられる時間がそれぞれまちまちになります。で、最終的に、例えばあと一時間か30分ぐらいなってきますと子供さんが急激に半分になったりとか、人数がぐっと減った場合には、やはり指導員さんも、今までは3人おられたけども2人にしたりとか、1名にしたりとかということで対応をしてきておりました。できるだけ町のほうの支出も少なくするというようなことで指導員さん方も協力をしていただいておりますけれども、やはり最近になりますと非常に遅くまで全員の子供さんが残っておられる状態が続くとか、やはり今の子供さんの状況、どうしても目が離せないような状況もございます。で、もし1人になった場合は、その1人の先生が、例えば送り迎えに対応している間に別の子供さんがどっかに行ってしまうとか、けがをすとかという、そういう管理面が非常に心配な面がございます、そのあたりで指導員さんに負担をかけるというようなこともございましたので、そこの中のベテランの指導員さんの判断でとにかくもう2人以上いたがいいというようなことがあれば、もうぜひそうしてくださいということを今お願いしております。で、そこら辺で若干伸びておりますので、今の推移のところを計算をさせていただいて、ちょっと追加をお願いしてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

町長、今担当課長が言いましたように、現実的に学童保育の時間が延長されてるわけですよ。延長せざるを得ない状況になってる。それで、ここで臨時雇い賃金組まれてるわけですね。それだけその内容が、毎年毎年、やはり遅くまでも預かってもらわなくちゃ仕方な

いような状況が生じてるというふうに判断しなくてはいけないと思うわけです。で、ぜひこういう問題について前向きに検討を加えていただきたいと思います。お願いしときます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

今の平田議員と同じことに結果的になると思いますが、今現在6時までですよ、たしか。で、これが事実上は、例えば6時半になったり7時までになってるということによる臨時賃金の追加という形に受けとめていいんですか。その辺、実態も示していただいて、時間がどの辺までという、その辺も含めて。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

ちょっと私の説明が悪かったというふうに思います。今、例えば土曜日、休業日は8時半から6時までというふうな形になっておりますので、一応それは基本として6時までということになっております。ただ、子供さんが5時に帰られたり、6時までの間に早く帰られて、例えばコスモスですと70人おられるけれども、6時まで大体70人おられるはずなんですけども、もう途中で35人になったりとか、極端に減る時間帯がございます。そのときに、4名で見てたところを2名にする、3名で見てたところを1名にするという対処をしてきておりましたけれども、6時までの間になかなか皆さん帰られないといいますが、最後まで多い人数でずっとおられるということで、それが一つと、やはり1人になった場合どうしても子供さん、そこ四、五人でもおられればもう目が届かない部分もどうしてもありますので、その分についてはやはりもうできるだけ先生方が1人にならないように、複数で見ていただくという方法もとるということで、1人の時間給がずっとふえてきますので、その分でふえているということでございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次進みます。3款2項3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款2項2目。後藤議員。

3番（後藤信八君）

30ページの塵芥処理費で多額の補正が出ております。確定ということで聞いておりますが、予算案の説明時のときは、3年間同じ予定で維持費が112,000千円、起債部分が28,000千円の140,000千円の予算であるというふうに説明を受けております。まだ、これも予定ということでもありますから、それで確定で変更になったんだろうと思いますが、一つは、その20,000千円は維持費の部分と起債の部分とどういう形で、資料としていただいておりますが、それからいくと起債の部分が少し減って、維持費が112,000千円から137,000千円ということで、25,000千円維持費の分がふえておることの確認でいいのかどうかということと、維持費の分が25,000千円、112,000千円から137,000千円と大幅なアップになった理由、例えば想定外の事態が起こってるのかどうか、その辺のことについてちょっと回答をお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

ただいまお尋ねの、当初予算の段階では維持管理、委託の分でございますけども、これはまだ見込みができないということで、当初予算段階では10月の、去年のですね、10月の基礎数値というか、概算の概算ということでさせていただいておりました。そういうことで、それともう一つは今の新施設の上に原田公園整備と、こういうものがまだ設計段階というか、まだ設計ができてなかったということで、当初予算の段階ではそれを見込むことができなかったということで計上をさせていただいてます。そういうことで、今回の場合につきましては委託の分と公園整備費含めまして、その分が維持管理費の中に含めさせていただいたということでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

今の説明でわかりました。いずれにしましても、例えば運転上想定外の事態が起こってるということではないということの確認でよろしいですね。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

はい、そのとおりでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

全く今のことですが、いただいた資料、筑紫野・小郡・基山清掃組合見込み額ということで、平成20年度が160,000千円ですよ。で、今回が270,000千円で1億円ほどふえてるんですね。資料いただいたでしょ。筑紫野・小郡・基山清掃組合負担額見込み額、平成20年度から34年度までのやつ、ずらっと出ている。勘違いしとったかな。勘違いしてる。

議長（酒井恵明君）

松石議員、的確な質問をしてください。

10番（松石信男君）続

いや、ちょっと私どうも勘違いしとるごたるけえ。ごたる感じですが、これは清掃も入ったやつね。ちょっと、ならこれちょっと資料説明して。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

まず、当初予算を申し上げますと140,545千円でございます。これが、お手元に資料を差し上げておりますけども、起債償還額23,784千円、それから維持管理費137,002千円、合わせまして合計の160,786千円が基山町の負担金ということになります。で、その差し引き、今回20,241千円を追加をお願いをしたということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

この資料ですね、ピークが23年、24年270,000千円、25年度になると1億円に、維持管理費は要らないということですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これにつきましては、現在5年の契約をしております。今、委託先というか、管理委託をしてるのが5年でございます。それで、その先についてはまだ今のところ見込めないということで、今後は同額もしくはそれ以上かかってくるというのはあるのではないかと考えてます。ということで、現在のところお手元の資料の中では空白ということにさせていただきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そこですよ。町民に対してなり議会にこういう資料出てますよね。見れば、お、維持管理費は全然かからないんじゃないかと、こういうふうに誤解されるおそれがあるんですよ。私は、あくまでもこれ見込み額というふうにしちゃるですよ。それならば、極端な言い方、極端と言いませんけど、維持管理費前年並みというふうな、この数字をここにしたらトータル3億円ぐらいの負担が要りますよというのを書かんと、25年度から0になって、これを見たとき、町民の方がもし見られたときですよ、あ、負担はもう維持管理費は要らんとはい、毎年1億円でいいとはいねと言われるし、町長がいつも言われておりますように、下水道、基山小学校、塵芥処理場、この償還でどうしても厳しいですよと言われてる町長からいくと、町長今にこっとされてるからこれ変だと思ってたかわかりませんが、この資料の作り方について十分配慮して、そいけん25年度からも昨年度並みというふうな箇所をつけて、160,000千円か170,000千円か、この同じ数字ぐらいを書いて、トータル3億円の基山町は塵芥処理費について今後町民の人負担してくださいよということ、ぜひそういう資料をつくっていただきたい。

ということと、総務課長にお願いですけど、私、ことしの9月補正で町長に一般質問した段階で、3つの大事業が厳しい財政上、基山町の下水道、基山小学校の償還表をぜひ出していただきたいということ、起債償還表を出してきて、基山町が、町長がいつも苦しくなる苦しくなるとおっしゃるけどバックデータとして出してくれちゅうたら、総務課長は回答で、今検討して出す予定しとりますちゅうけど、ことしの12月ももう終わろうとしてますけど全く出ておりません。町民に対してこの3つの事業、1つは出ましたけど、この償還金、小学校のピークがいつになって、この辺についてよかったら、もう資料はできてると思います。ですから、今議会中でもこの償還表といえますか、これは一応15年ぐらいになってますから、これぐらいの長いスパンでの償還表をぜひ提出して、基山町のどういう負担があるかということを示していただきたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次進みます。4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項1目、2目、3目、5目。林議員。

8番（林 博文君）

32ページ、いいですか、32ページ。3目の農業振興費ですが、魅力あるさが農業園芸、この補助金15,452千円、話によるとイチゴ栽培をされると。そして新規事業と。認定農業者にもなられるんじゃないかと思いますが、初めての方でもあるし、今まで会社に行っておられた方がやめてされるということと、話によるとけやき台の方というふうに聞いております。要は、今の農業情勢がこんなに厳しい中に、確かに基山町はイチゴ栽培というのは今までだれも取り組んでこれなかったわけですよ。というのが、相当イチゴ栽培には高度な技術が要るし、また施設等も30,000千円、40,000千円かかるし、特に今技術的にも高設栽培、これは約1mばかり上げて水耕栽培とかそういうのをやっていくわけですが、補助金の決定をどのような形で判断をされたものか。

また、県とか国の補助事業、そしたり、また前にも1回基山町も苦い経験がちょっとあったかと思いますが、借金を返せない、途中で、二、三年でやめてもうほうり投げられたというふうなところも往々にしてあるわけですが、今これだけ高齢化なり、また特にイチゴについてはなかなか採算が合わない。原油高、そして福岡県が特にあまおうにも力を入れて海外にも出しておるけどもイチゴの価格は安いというふうなところで、大変な、農業振興を進めていく上は大変私はいいいことだと思います。それで、11ページにも県補助金として約12,876千円上がっておりますが、基山町としてはどのくらいの補助金をされたり、また補助金の決定、差額を見ると2,576千円が基山町からの一般会計から出される金額じゃないかと思いますが、その辺について詳しいところがあればひとつ説明をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

ただいまの3目19節の魅力あるさが園芸農業確立対策事業につきましてお尋ねでございますが、これにつきましては今会社勤務をしてある方でございます。今回、中途退職ていうか、早期退職をして農業に取り組むということで、既に県の農業改良普及センター、それから鳥栖の農林事務所、それから基山町を交えてヒアリングをしております。で、この方につきましては、現在月曜日から木曜日におきましては従来の自分の仕事というか、会社のほうに勤めながら、金、土、研修に、今鳥栖にありますハウス施設のほうで研修を積んであります。内容的には、園部のほうで1棟、約1,400㎡でございます。そちらのほうでイチゴの高設栽培をやるということでございます。事業費につきましては、総事業費25,754千円でございます。これの2分の1が県の補助金ということで、歳入の14款2項4目1節にございますけども、12,876千円が県のほうから補助金に来るということでございます。で、これと基山町から事業費の10分の1、すなわち2,576千円ですね、これを合わせたものが歳出、今19節でございますけども15,452千円で、事業者というか、この方に確定すればお支払いをすると、補助金を出すということでございます。

早期退職ということで、この方は54歳だったでしょうか。それで、一応就業というのは御主人と奥さんで取り組んで、その後状況に応じては臨時で雇うというような考え方を持っております。で、当初予算の中でもう一件ございましたけども、正応寺の方でございますけども、高設栽培ということで既に始められております。収穫はこれからでございますけども、

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

私はもう一つ質問したかと思いますが、補助金の決定がどのような判断でされたのか。例えば、基山町の農業委員とか、そういうふうな人たちも十分、私がちょっと農協関係におった関係で、基山支所の技術員なんかを聞きますと、基山の技術員は何もこれにはタッチしていないというようなことでもあったし、これから販売ルート関係もいろんな問題が、自分で売られるならこれは別ですよ。そして、ましてやこの25,754千円の総工事費ちゅうのは、これぐらいじゃ普通はできないわけですよ。これは多分、上峰の方の中古の施設を持ってこられるような話もちょっと聞いております。だから、施設としては相当なまた金額がかかるし、さっき言いましたように、このイチゴ栽培、確かに収入も上がりますが、今原油高、若干燃料等も下がってきておりますが、中原辺ではイチゴ栽培というのはどうしても採算が合わないからもうやめておるといような現状で、その中古施設を今回持ってくるような話も聞いておりますが、基山の農業振興としては大変いいことじゃあるけれども、先ほども言いましたように、自己資金も10,000千円、25,754千円が総事業費であるならば、15,000千円は補助金として町も県も国もやるとしたら、やっぱり見通しがなされた、会計検査等も入るかと思っておりますが、ひょっとして借金返済で逃げていかれたり、多分土地を、これは土地も持ってない方だと思うわけですよ。その辺についての十分な審査をされたのか、もう一回よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

この方の、まず佐賀農協ということでお話ございましたけども、これは、こちらは今は佐賀東部統括支所でしょうか、こちらのほうの指導というか、そちらとの協議はなされております。で、先ほど申し上げた普及センターそれから鳥栖の農林事務所入ってヒアリング等もしながら、今の段階では決定ではございません。これは、これから予算を議決をいただいた後に、まだ県のほうに対しては追加要望をして、県としては内示というか、内諾というか、内示をしてる段階で、これから交付申請、それから実際にこの事業そのものがスタートする

ということで、今の段階では実施計画書を提出をしてるということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

大変、これが成功すれば基山の農業振興にも響くし、また将来認定農業者の方も、ああ、そういうふうにいっぱいもうかるならばイチゴ栽培でも基山もふやしていこうかというようなことなるかと思いますが、要は今これだけ農業ちゅうのは厳しい状況でもありますし、先ほど言いましたようにイチゴについてももうなかなか価格の面が合わないというようなことでもあるし、一、二年でやめられれば、これは将来は貸付金等の借金等が残るばかりで、後はなかなか厳しいというようなことにもなりかねますので、その辺については町のほうの十分な指導なり、またトラブルがないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、土地の賃貸借等についてはどっか正式に入っているわけですか。土地を借られるということですけど、けやき台の。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

失礼しました。土地については、これは賃貸借で借りるということで、この事業者の方が、先ほど議員もおっしゃってましたようにけやき台の方でございます。そういうことで、園部のほうの農地を借りて、そしてこの事業に取り組むということで、もう既に農業委員会のほうでも審議をしたということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

これ1点だけ、町長に。私は、6月議会で農業問題相当質問いたしたわけですが、そのとき町長にもたしか見解ちゅうか、あれを伺ったと思ひます。このように新しく農業を始められる方については、町としてもやはり激励すべきじゃないのかと、町長みずからがですね。そういうふうなこともたしかその中で言って、答弁はどうだったかちょっと忘れとりますが、

どのようにお考えなのか、ぜひとも見解をお聞きしたい。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

先ほど林議員の話にも、非常に今厳しいときだと。これは農業に限らず何でもそうだと思いますけども、非常に厳しいときでございます。しかしながら、やはり新しく農業をやろうとか、あるいは今商工会でも企業家を募って教育してというような取り組みもあっておりますから、そういうことはやっぱり、ある程度リスクはあるかと思えますけども、頑張っていたきたいなというふうに思いますし、町としてもできる応援といいますか、激励はさせていただきますかとは思っています。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それで、激励としていろいろあると思いますが、やはり町長みずから何らかの機会に出向いて、現状を見ながらぜひ頑張ってくれということを声かけるということも必要ではないかと思えますので、これは要望として申し添えておきます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

一般質問でも農業のことを少し申し上げたんで、ちょっとお伺いしますけども、負担金のところの集落営農育成確保支援金10,766千円、これ収入のほうの強い農業づくりの交付金を活用してということで、集落営農組合の生産力、コンバイン、機械購入2分の1助成ということで説明がありました。お伺いしたいのは、機械購入ということで強い農業づくりということでありますんで、このことによって担い手も含めて、いわゆる当該営農組合の生産力というんですか、農業力、増産力というんですか、そういうものがどれぐらいアップするものか、もし想定で何かわかりましたらよろしくお願ひ申し上げます。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

ただいま議員お尋ねの集約のアップでございますが、大変申しわけないんですが、ただ利用集積の目標につきましては、面積では、申しわけございません。そこまでちょっと把握しておりません。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

結構一般的な、私たちの民間のセンスからすると、10,000千円の助成金で相当の大きな補助金ということで、農業関係はそういう形がよくあるわけでありますけども、それで効率を上げるという部分と、やっぱり増産に持っていける部分という部分がないと、あるものの費用を代がわりしただけという形では強い農業には一つもならんというふうに私は個人的には思いますんで、ぜひやっぱりそういうことを、強い農業づくりということが交付金のテーマである以上は、やはりそれによってどれだけ生産力がアップする、経営効率が上がって農家の方が元気が出て、さらにまた意欲を燃やして耕作地もふやしてと、人手もふやしてという形になるのがやっぱり交付金の趣旨だと思いますんで、ぜひそういうことをきちっと指導なりつかんでいただいて、これから先の補助金のいい活用をぜひお願い申し上げときたいと。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

はい。次進みます。6款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8 款 3 項 1 目、3 目。原議員。

11 番（原 三夫君）

ちょっと早過ぎたですよ。

議長（酒井恵明君）

私、下向いて一生懸命言ってますので、先ほど言うように大きな声で。

11 番（原 三夫君）続

36 ページの 8 款 2 項 1 目ですけど、これの 13 節、委託料ですね。けやき台の歩道橋の駐輪場の管理委託料 559 千円の減額になってますが、理由としては国が直轄管理だと。こういうことの説明のようだったんですが、これはいつからこういうふうになったのか。今回やったから今回からかどうかわかりませんが、今までは基山町がこの分はやっておったわけですよ、管理は。ずっと予算組んできたんですよ。で、今回こういうふうに減額になったんですが、その辺の経緯は、うちが間違っただけで済んだということになるのか、今回から法令が変わってどうか、その辺の経緯をちょっと御説明願いたいです。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

けやき台の歩道橋と駐輪場の管理委託業務でございますけれども、ちょっと年度がはっきり覚えてないんですが、たしか平成 15 年か 16 年度に国土交通省から話がありまして、ちょうどそのころけやき台の国道 3 号線側に自転車駐車ができたわけです。その歩道周辺の樹木の管理と清掃等の業務を国土交通省が町を經由して基山町のシルバー人材センターに委託をしたいという話があったわけですよ。そのときに、直接町を經由せずに国土交通省が基山町のシルバー人材センターに委託をされたらどうですかということをしたことがございます。しかし、何か国の事業でどうしても市町村を經由してしかできない事業だからということで、やむなく町が引き受けて、歳入で委託料を計上してそのままシルバー人材センターに受託するというふうな形をやったわけですけども、何かまた国の考えが変わりまして、平成 20 年度からそういうやり方はおかしいということになりまして、結局この分がもう歳入歳出

全額更正をさせていただいた経緯があります。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

何でそういうふうになったんですか、こら。そりゃ、どこからそういう連絡とか通知なり、通達が来たんですか、文書かなんかで。どこからいつそういうのが来たのかですね。いつどこから来たのか、文書なのか口頭なのか、教えてください。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

最初の話のときも文書じゃなくて口頭でございました。ほいで、今回も、そういうやり方をやめるちゅうのも口頭で来ております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

口頭でどこから、国交省でもいろいろありますからどこから来たのかですね。口頭でそういう仕事ができるんですか。そういう受託事務かなんか知りませんが、委託事務かなんかが。口頭でころころ変えられて、ああ、そうですかと。口頭で基山は仕事をやるんですか。ちょっとおかしいと私は思いますけどね。それよく調べてもらわんと、そういうのは全然原因も何もわからない、最後はわからないじゃないですか、それは。いや、本当にそういう仕事ができるかどうか、これは不思議ですよ。ちょっともう一回、口頭で本当に、いつだれからどうやって来たのか、そのずっと段階を。ここの国交省の土木事務所のだれとか、県の土木課のだれとか、どこの課長とか、ちょっと教えてください、それを。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この管轄は佐賀国道事務所でございます。で、私どもも最初、先ほど申しましたように、平成15年か16年だったか、ちょっと確かな年度は覚えてないんですけど、そういう話が来たときに、それはおかしいんじゃないですかと大分言ったんです。ところが、いや、ぜひそう

いうやり方をお願いしますということで、やむなく引き受けて今日まで至ったんですけど、一つは、道路特定財源の関係でも関係をしておりというようなことを私前任者のほうから聞いております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次進みます。8款3項1目、3目。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款5項1目。ございませんか。進みますよ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目、3、4、5目まで。43ページまで行きます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きましょう。10款3項1目、2目。全体、45ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款4項1目、2目、3目、4目、5目までですね。トータルは47ページにあります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款5項1目、2目、3目。49ページまで。重松議員。

2番（重松一徳君）

5目の学校給食費ですね。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。5目……

2番（重松一徳君）

濟いません、3目。48ページ。保健体育費の項目に今回新しい目をつくって、これ給食センターの関係だと思えますけども、新しくこういう給食センターをつくって、そこに係長も配置してするわけですので、保健体育費と一緒に、体育施設の中に一緒にというのはどうか。これは、新しく項を保健センターということで立ち上げて、その中でこれはそれぞれ目をつくって、その中でしていくというふうなのが一番わかりやすいんじゃないかなと思いますけど、こういうことはされないんですか。

議長（酒井恵明君）

給食センターとしてでしょ、保健センターという発言でしたけど。

2番（重松一徳君）続

だから、新しく項を、10款に新しく項を立ち上げることはできないのかという質問ですけども、給食センターというふうな形で。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この件につきましては、9月に委託料を補正をお願いしたときも議員のほうからありましたけど、これ一応準則に基づいてつくっておりますので、一応学校給食費ということが保健体育の中に入っております、その分で予算化をお願いしてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

学校給食費の関係でありますけど、1月からもう実施するというので、前回の9月のと

きがいろんな規則とかその辺のものが非常にあいまいなまま終わってますんで、ちょっと確認しますが、最終的には1月からのこの予算が出てますんで、給食センターの責任体制、それから委託があるかないか、配送委託は補正前の額がそのまま計上されてますんで、ありますけども、そういうことが最終的にどうなったのか。で、規則を、前回のあれの直前に新しい何か規則をばっと配られて、それから委託のものが全部抜けたやつが配られましたけども、その辺のちょっと経過と、いずれにしろスタートするに当たってどういう体制で、どういう責任体制で動き始めることになってんのか、委託のあるなしと。その3点御回答お願いします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

規則関係については、委員会の折にいろんな指摘をいただき、訂正をさせてもらってあるところでございます。最終的に、また部分的に指摘をされておりますので、それについては系図といたしますか、その分について訂正をしておるところでございます。

それから、委託でございますが、委託につきましては委員会でも指摘されておりましたけど、今年度1月からの分については委託をお願いをするということで進んでおります。

議長（酒井恵明君）

内容はいいと。

教育学習課長（古賀芳博君）続

濟いませぬ。給食の若基小学校と基山中学校の配送について委託をお願いしてる、3月いっぱい54日間を委託をしております。

それから、人員でございますが、現在基山小学校、若基小学校、基山中学校、調理員がおりますので、その調理員8名がセンターのほうに参って炊飯、地産地消ということで基山の米を炊くということで、その分につきましては臨時をお願いしたいということで考えております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

確認しますけど、前回の委員会の最終報告の中では委託等を極力しないように要望すると

いう文言の中で採決が行われて、委託しないことを決定したということじゃなくて、委託しないことを委員会として要望するという文言の中で採決がとられて賛否を問うたわけですね。それがあってもかかわらず、その内容で賛否を問うとるにもかかわらず、規則をばんと配って、その規則の中からは委託することができるって文言を全部外してると。これが何か、私このルールがよくわからないというか、なぜこういうことになるのか。これだと、もう一切今後、当面1月からの分は配送委託はしますけども、その後については一切給食センターについては委託業務は行わないという形に、もう決意したということで見とっていいんですか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

配送委託につきましては、先ほど後藤議員言われますように、できるだけ町ということでございましたので、募集期間がちょっと短かった関係で3月までは委託をさせていただくということをお願いをしたところでございます。それで、現在1月1日号でもう既に配送関係についての募集をしておりますので、4月から応募があれば基山町内、委託を廃止してうちのほうで配送業務を行いたいと思っています。（「最後で」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。後藤議員。

3番（後藤信八君）

わかりました。そしたら、今後給食センターに関して、4月以降はいかなる形で調理も配送も外部委託はせずに、臨時であれ正社員であれ直接雇用でやっていくということですね。それを、だけど私残念なのは、そういう感じでは前回文教委員会さんの報告に基づいて採決はとられてないと思うんですよね。だけど、今の発言だとそういう形になるんで、それでよろしいんですか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

先ほど申しましたように、募集をかけて応募があればぜひ基山町でやっていきたいというふうに思っておりますが、もし応募者がいなければまた委託でお願いしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

次進みます。松石議員。

10番（松石信男君）

米飯給食が、基山の米使って地産地消でということで大変いい方向に進んでおるわけですが、これ週3回で出発するという形になると思いますが、これをふやすと、週例えば4回とか5回とかですね。そういうことについては検討かなんかされているんですか、せっかくいい設備にしてきたわけですが。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

現在は、県の平均が米飯は3.1回でございます、週。全く同じで、本町も3.1回、今のところですね。ところが、今度文科省の、新聞にも記載されておりましたけれども、文科省としてはこれを3回から4回にしていきたいという提案がなされておりますので、そういうことでありますならば将来的には4回ということも十分に考えられると、このように思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

先ほど、重松議員の関連するんですけども、款項の話なんですけど、学校給食が、これは学校で給食するから教育の中の保健に入ってるわけですね。今回、給食センターというのは学校とは別に町が事業つくったわけですよ。ですから、これは勘定の仕訳じゃないけどもきちっと別の考えでしないと、もともとの基本的な考えに及ばないと。ここに入ってますから、なぜじゃあここに入ってるかまで考えていただかないと、行政がどんどんどんどん間違っていくんだと思います。もう一度御検討ください、よろしく。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

さっきの後藤議員の質問に関連しますけれども、確かに前回、委員長報告の中で運転配送については委託ではだめだと。だから、直接町が直轄して臨時雇いでも雇ってしなさいとい

うことを指示をしました、委員会の中でね。そして、委員会の中でそれが決まったんで、委員長報告として本会議で上げたわけですね。だから、今の発言みたいに、募集する日にちがなかったからしませんでしたと、だから3月までは委託でいきますというのは、余りにも問題があると思うんですね。その時点で、もう日にちがないことはわかっただけでしょ、9月何日かだったから。そうすれば、その時点で受け流しておいて、そして募集も実際しとらんでしょうが、こら。してなくて、結果として今になって、もと本予算で組んでいたの委託費をそのまま使わせて3月までしますというのでは、余りに私は答弁としてはお粗末だと思う。やはり、その辺は責任持ってやらなくちゃいけないんじゃないですか。

で、関連してですが、町長、恐らくこの委託費は1月から3月までで約700千円ぐらいですかね。

たしか、当初予算はそのくらい上がってたと思います。それを1年間で契約をすると、今の考え方からいくと、集まってこなければ委託をするんだということをここで今さっきおっしゃったから、集めてみないとわからないからということになると、年間契約で2,000千円超すでしょ。3,000千円近くなるでしょ。だったら、さっきの指定管理制度じゃないけれども、教育委員会から1人別に持ってくるならば、給食センターにその運転手もできるような人を持ってくれば、その3,000千円要らんわけですよ。センター長の係長クラスを持ってきて、彼に1日に3時間ぐらい町用車を運転してもらって、そこでも財政的にもプラス・マイナスすれば5,000千円ぐらい違うですよ。そういう努力をすることが私は大切じゃないかなと思ってます。そのことはぜひ検討していただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

答弁要りませんね。

12番（平田通男君）続

はい、要りません。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款6項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

これで第59号議案の質疑を終わります。

ここで4時15分まで休憩します。

～午後4時5分 休憩～

～午後4時15分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

日程第9 第60号議案

議長（酒井恵明君）

日程第9．第60号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

まず、議案書の21ページお開きください。

第1表歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細に入ります。3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、9ページ、歳出に入ります。1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

1款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目、3目、4目、5目。12ページ全部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目、2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

第60号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第61号議案

議長（酒井恵明君）

日程第10．第61号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題と

し、本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。

第1表。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細に入ります。3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8ページの歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目、3目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

第61号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 第62号議案

議長（酒井恵明君）

日程第11．第62号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページ、お開きください。

第1表歳入歳出補正予算。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

1款1項1目、2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、歳出に入ります。1款2項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないんでしょう。ないようですので、第62号議案の質疑を終わります。

日程第12 第63号議案

議長（酒井恵明君）

日程第12．第63号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書31ページの第1表歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

第2表、34ページです、地方債補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

1款1項1目、2目。原議員。

11番（原 三夫君）

歳入でしょ。

議長（酒井恵明君）

です。

11番（原 三夫君）続

直接歳入に関係はございませんが、ちょっと質問させてください。ここで、1款1項1目の污水处理施設分担金のところで、本桜の移管の分だと説明受けておりますが、本桜の排水処理施設の移管ということで、今どういうふうに進んでおられるのかちょっと教えていただきたいと思いますが、経緯について。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

1款1項1目の污水处理施設分担金の件でございますけれど、これは補足説明でも申し上げましたが、本桜団地污水处理施設の移管に伴う分担金でございます。おかげさまで污水处理施設の管理組合の役員の方が非常に精力的に取り組みをしていただきまして、来年4月1日から本町に移管をできるようになりました。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。原議員。

11番（原 三夫君）

来年の4月1日から移管と、もう決定だと言われましたけど、その中で何か問題点とか、そういうのは何かございましたか。いやいや、双方話し合いの食い違いとか、そういうところでいろいろあったことはないでしょうかということです。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

管理組合の役員の方々と数度にわたり協議をしてみましたが、あそこの施設がかなり老朽化をしてるということで、修繕についてかなり詰めた話をいたしました。それで、調査もしていただきまして、もう来年の4月1日移管までにぜひとも修繕をしていただかなきゃいかん部分についてはもう既に修繕をしていただきまして、その後ここ数年のうちにまた修繕をしなければならないだろうという箇所については、協議をした結果、もうこの際してしまおうかという話もありましたが、いや、まだ使えるなら数年先に修繕をするというふうなことで協議をいたしまして、じゃあその修繕料も町のほうに差し上げましょうと、そういうふうに非常に前向きにいただきました。

以上でございます。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

公共下水道分担金のところでお尋ねしますが、以前1度お尋ねしたと思いますが、今公共下水道がずっと引かれておりますね。で、その中で各家から接続をするために、あるいは水洗化をするために工事をします。で、これは私自身の問題ですが、私のところで大体1,400千円ぐらいかかりました。そのときに、もうどこも高齢者ばかりなんですね。高齢者で一度に1,500千円ぐらいの金をなかなか持ってないんです、正直言って。そうすると、銀行に融資をお願いに行きますと、もうあなたは70歳以上だからだめですと。そこでとまるんですよ。だから、以前も言ったように、町としてそういう融資を受けやすいように努力をしてくださいと行ったときに、担当課長の説明では、してみましようということやなかったのかな。（「検討しますやった」と呼ぶ者あり）検討しますだったんですよ。（「何回も言うた」と呼ぶ者あり）銀行に行って聞いたら、いや、そんなことは一度も相談受けとらんと。本当に相談したんですか、町として。検討したけどしなかったということですか。それは切実な問題ですよ、私のうちの近くも70歳以上の人ばかりやけん。お願いします。

議長（酒井恵明君）

答弁を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

私も今度4月からまちづくり推進課のほうに参りまして、以前のことににつきましてちょっと詳しく承知をしていないわけでございます。確かに、平田議員がおっしゃいますように、公共枡までは町のほうで工事いたしますけど、その先が、やはり宅内の工事については、既に浄化槽を設置されてるところはそれほどの金額はないかもしれませんが、くみ取りのままだったらおっしゃったような金額がやっぱり出てくるだろうと思います。その融資制度については、下水道事業が始まるころにもかなり検討したようでございまして、金融機関とも協議はしたというようなことは私聞いております。しかし、結果的にそれがいかなかったというふうなことで今現在に至ってるとも思っております。で、詳しい内容につきましては私もちょうと承知しておりませんで、申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

たしかこの問題は、前期私が経済産業にいたときに、酒田市ですかね、新潟の。そこに視察に行ったときの状況で、そこではそういうバックアップ体制がぴしゃっとできてたんですね。だから、そういうような体制を組んでくださいということ再三、私もお願いしたし原議員もお願いしたように思うんですよ。ところが、現実的には聞きおくということで終わったんじゃないかなと思うんですね。銀行さんは、そんな話聞いたことないって言った。課内で、役場の中で協議をして、そこで終わったと。実際にそういう話し合いも一回もなされていないということなんです。まだこれから続くと思うんです。長野地区、小倉地区、まだまだ続くんでしょう。もう終わりですかね、そういう状況になってくるのは。せめて検討するくらいやっぱり答弁してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。何も金要らんわけやろが。

議長（酒井恵明君）

どちらが答弁しますか。（「答えてよ。町長答えてくださいよね」と呼ぶ者あり）町長にですか。

12番（平田通男君）続

そうですね。課長じゃ答えられないなら町長。もう、できませんならできませんでもいいけど、銀行にも当たらないでね……（「どこでもしよるけんさ、どこの市町でもやっ取るん

でしょうが、課長、この程度は」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)

おっしゃってることは私もよくわかります。それこそ高齢者になって、そんな下水に多額の金をといるようなこと、そしてまして借入れはというようなことはなかなか難しいことだろうというふうに思います。しかし、具体的に、本当にそれがどういう形でできるかというようなことは全くわかりませんが、行政としましても銀行にその辺の、何とかできないかというぐらいの話はやっぱりやりたいというふうには思います。(「期待しております」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次進みます。1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

8款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出へ入ります。11ページ。

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第63号議案の質疑を終わります。

日程第13 諮問第1号

議長（酒井恵明君）

日程第13．諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、
本案に対する質疑を求めます。

36ページですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終わります。

日程第14 諮問第2号

議長（酒井恵明君）

日程第14．諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、
本案に対する質疑を行います。

38ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、諮問第2号の質疑を終わります。

以上で質疑はすべて終結いたしました。

ただいまより付託表を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

議長（酒井恵明君）

配付が終わったようですので、お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会、基山小学校改築特別委員会に付託すると決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。

最後になりましたが、後藤議員の一般質問の答弁の資料ですね、積み残しがございましたので皆さん方に配付いたしておると思います。ただいまより健康福祉課長の説明を求めます。健康福祉課長。そこでしてください。一般質問だからここでしてもらいます。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

昨日、後藤議員さんのほうから福祉バスの経費ということで一般質問で御質問ございましたが、私がちょっと資料を持ち合わせていなかったために今回こういう形で出させていたいておりますので、説明をさせていただきたいと思います。大変申しわけございません。

一応、福祉バスにつきましては、19年度決算額で、人件費それから消耗品費等で2,692千円かかっております。まず、人件費につきましては、職員1名、それから必要に応じまして臨時職員でバスの運転手をお願いしてということでございます。それから、福利厚生費といたしましては、健康保険あるいは労働保険等の費用になる額でございます。それから、消耗品につきましては、車の、例えばワックスとか、清掃関係に使います消耗品関係15千円でございます。それから、車検等につきましては、3カ月点検、車検等で268千円、燃料費につきましては、いわゆるガソリン代でございます。保険料につきましては任意保険の分、それから租税公課につきましては自動車税ということで、合計2,692千円の支出を行っております。

申しわけありません。保険料40千円でございます。申しわけございません、ちょっと単位

を間違っております。先ほども単位の件で御注意、申しわけございません、40千円でございます。訂正をお願いいたします。最後になって申しわけございません。最後にまた間違えまして大変申しわけないと思っております。

それから、減価償却費が2,160千円の減価償却費を行っております。ちなみに、車両購入につきましては、平成15年に買いかえを行っておりまして12,000千円かかっているということで、参考に上げさせていただいております。

以上でございます。（「収入が入っとらん」と呼ぶ者あり）

収入につきましては、一応これは白タクという形になりますので、一応会費ということで入れさせていただいておりますので、これにはあえて上げさせていただいておりません。申しわけございません。（「耐用年数何年ですか、車。後でよかよ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

よかる。ちょっと、もういいです。

もう一点、同じく後藤議員の一般質問での高齢化率の推移についての資料要求があつてました。皆さん方のお手元に配付いたしとると思いますので、企画政策課長より説明を求めます。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

資料、朝提出させていただいておりましたけれども、求められておりました資料は70歳以上、それから平成27年度で10区から17区ということでしたけれども、私どもの持つております資料が65歳以上、それから平成20年と平成30年の高齢化率のほうを持つておりましたので、後藤議員さんのほうに確認とりましてこれでいいということでしたので、この資料を提出させていただいております。人口につきましては、4月1日現在の人口ピラミッドをそのまま推移した形で提出させていただいております。

議長（酒井恵明君）

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後4時41分 散会～